

高知県デジタル化推進計画

令和3年3月

高 知 県

目 次

第1	はじめに	1
第2	計画期間	2
第3	Vision ～令和5年度末の目指す姿～	3
第4	Approach ～Vision実現・自治体DX推進に向けた取り組み～	
	Approach1 あらゆる行政サービスのデジタル化	4
	1 行政手続きのオンライン化	4
	（1）Web会議システムの活用	7
	（2）県民サービスへのAIの活用	8
	（3）Push型通知の活用	9
	2 自治体DXの推進・市町村との連携	10
	（1）システムの標準化・共通化（自治体クラウド含む）	11
	（2）市町村の行政手続きのオンライン化	13
	（3）マイナンバーカードの普及及び活用	14
	（4）AI・RPAの活用の促進	15
	3 デジタルデバイド対策	17
	4 情報の適切な取扱い	19
	5 ネットワークのセキュリティ	20
	6 クラウドサービス（LGWAN-ASP等）の利用	22
	7 人材の確保・育成	24
	Approach2 社会経済活動のデジタル化	27
	1 基本政策におけるデジタル化の取り組み	
	（1）経済の活性化	28
	（2）日本一の健康長寿県づくり	30
	（3）教育の充実と子育て支援	31
	（4）南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化	33
	（5）インフラの充実と有効活用	34
	2 オープンデータ	35
	3 高画質の映像技術等の活用	36
	Approach3 業務効率化を図るシステムの構築	38
	1 AIの活用	38
	2 RPAの活用	40
	3 システム・データの連携	41

Approach 4	多様な働き方を実現する環境の整備	43
1	電子決裁を活用した意思決定	43
2	オフィス改革	44
	(1) 庁内ネットワークの無線化	45
	(2) フリーアドレス・サテライトオフィス	46
	(3) コミュニケーションの充実	47
	(4) テレワークの推進	48
Approach 5	デジタルインフラの整備	51
1	光ファイバの整備・維持管理	51
2	5Gの導入	53
第5	推進体制	55
第6	計画の位置付け	55
付属資料		
	高知県デジタル化推進計画 取組一覧表	56
	用語解説	60

第1 はじめに

昨今は、世の中のあらゆるもののデジタル化が急速に進行しており、国では、インターネットなど仮想の「サイバー空間」と、現実の「フィジカル空間」を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会である「Society 5.0」の実現を目指し、社会全体のデジタル化の取り組みが進められている。これを受けて、本県においても令和2年3月に「高知県行政サービスデジタル化推進計画」を策定し、デジタル化の取り組みを推進してきた。

こうした取り組みの最中、新型コロナウイルス感染症が流行したことを契機として、デジタル技術を活用したWeb会議やテレワークの普及、非接触型のビジネスモデルへの転換などが想定を超えるスピードで進み、あらゆる分野の社会経済活動が急速に変化した。その一方で、特に行政分野においては、国・地方自治体を問わず、デジタル化、オンライン化の遅れが明らかとなった。

このため、国は、「骨太の方針2020」において、デジタル化の推進を政策の一丁目一番地と位置付け、あらゆる分野のデジタル化を強力に推進する方針を示し、その実現に向けた総合的な調整を行うため、令和3年9月にデジタル庁を創設することとしている。

また、今般のコロナ禍においては、大都市への一極集中による脆弱性が明らかとなり、地方への新たな人の流れが生まれている。この流れを本県でも確実に掴んでいくことにより、これまで取り組んできた経済の活性化等の取り組みにつなげていくことが重要である。

デジタル技術は、本県など地方、特に中山間地域においてこそ必要かつ有効であることから、デジタル技術を積極的に活用することにより、地場産業の高度化や新たな産業を創出するとともに、行政サービスを含む生活インフラの確保を図り、暮らしの質を向上させ、地域で若者が安心して暮らし続けられる地方を作り出していくことが可能となる。

こうしたことを踏まえ、今般、行政サービスのデジタル化が主体であった「高知県行政サービスデジタル化推進計画」を大幅にバージョンアップし、行政サービスデジタル化を一層前に進めるとともに、あらゆる行政分野を対象とする、「高知県デジタル化推進計画2.0」として、本計画を作成するに至った。

本計画は、県と市町村が一体となって、デジタル化の推進に取り組むことにより、県民サービスの向上と、デジタル技術を活用した課題解決と産業振興を図るとともに、行政事務を効率化し、高知県のデジタル化を促進することを目的として策定するものである。

バージョンアップのポイント

行政事務におけるA I やR P Aの導入など、デジタル技術の実証・導入による事務効率化や正確性の向上などの成果を一定程度確認したが、これまでの取り組みを通じて、次のような課題があることを確認した。

課題① デジタル化の効果を、県内企業の事業活動や県民生活への浸透を図ることが必要

課題② アフターコロナ・ウィズコロナ時代における働き方改革と生産性の向上への対応が必要

課題③ 行政のデジタル化の全庁的な取り組みへの発展が必要

これらの課題に対応するため、次の3点をポイントとして、本計画のバージョンアップを図ることとした。

- 1 県民サービスの向上を最優先課題として位置付け
- 2 デジタルデバイド対策などにより、利用拡大を目指す段階へ移行
- 3 5つの基本政策におけるデジタル化の取り組みを一元化

第2 計画期間

計画期間は、令和2年4月から令和6年3月までの4年間とする。

第3 Vision ～令和5年度末の目指す姿～

デジタル化推進計画のVision・令和5年度の間指すべき姿として、以下の3点を掲げ、PDCAサイクルを回しながら、その実現に向け取り組むこととする。

①県民サービスの向上

- ・ 県民・企業等における対行政コストの縮減
- ・ 新たな行政サービスの提供等による満足度アップ
- ・ デジタルデバイドへの配慮

②デジタル技術を活用した課題解決と産業振興

- ・ デジタル技術を活用した行政課題の解決
- ・ 課題解決型の産業創出や地場産業の高度化

③行政事務の抜本的な効率化

- ・ 行政運営コストの縮減
- ・ 働き方改革の推進

また、Visionの実現に向け、各事業・取り組みを以下の5つのApproachに分類、構成することとする。

▼取り組みの構成イメージ

Strategy（戦略）：DX※（デジタルトランスフォーメーション）の推進

※デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる

5つのApproach（取組項目）で取り組みを推進



第4 Approach

～Vision実現・自治体DXの推進に向けた取り組み～

Approach 1 あらゆる行政サービスのデジタル化

県の行政サービスとは、県民や企業に価値を提供するもの、又は県民や企業が価値を創造する一助となるものでなければならない。また、行政サービスは、利用者にとって簡単で便利に利用することができるものでなければならない。

国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日）を策定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げている。

このビジョンの実現に向けて、行政サービスは、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源をサービスの更なる向上につなげていくことが求められている。

さらに、デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスをデジタルで完結させるためにデジタル3原則を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続きのオンライン化実施を原則とした。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方自治体においても、行政手続きのオンライン化が求められており、その実現に向けた書面・押印・対面規制の抜本的な見直しが急務となっている。

加えて、これまでデジタル技術を使う機会が少なかった県民も多いことを踏まえ、デジタルデバイドの是正を図るために必要な施策を講ずることや、デジタルサポートという発想への転換を図っていくことも重要である。

1 行政手続きのオンライン化

地方自治体の行政手続きについては、これまで一部を除いて書面や対面による申請（オフライン）が主体であった。一方、民間サービスにおいては、インターネットを通じた契約・決済も一般的になっていることとの比較として、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政分野におけるオンライン化の遅れが顕在化した。

もっとも、近年では、国が整備した「ぴったりサービス（マイナポータル）」や各地方自治体が導入している電子申請システムの活用により、

オンライン手続きが導入されるなど、前進の兆しが見られる。

国は、地方自治体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのうち、特に国民の利便性向上に資する手続きとして、31 業務を示し、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進める方針である。本県においても、費用対効果を考慮しながら随時オンライン化の対象業務を増やしていく方針である。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大への対応という観点からも、非対面での申請が可能となるよう、行政手続きのオンライン化が急務となっている。

これまでオンライン化に向けて大きな課題となっていた法令等の制限や本人確認の手法については、令和 2 年度に国がその対応方針について整理し、多くの業務についてオンライン化が可能となった。

これを踏まえ、各地方自治体においても、電子申請システムの導入や業務フローの見直し、条例改正等により、積極的な行政手続きのオンライン化の取り組みが進んでいる。

【 現状 】

本県では、令和 2 年度に汎用的な電子申請システムを導入し、行政手続きの申請者等の押印、参考資料や行政が発行する書類の原本添付、手数料・使用料等の納付、本人確認など行政手続きをオンライン化していくために解決すべき課題を整理し、オンライン化が可能な業務から積極的に前倒して取り組む方針としている。

また、取り組みにおいて課題となっていた、書類や押印の取扱いについて、国から示された留意事項を踏まえ、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和 2 年 10 月 28 日付け総務部長通知）により、取り組みの徹底を図っている。

【 課題 】

- ・ 庁内のオンライン化の動きを、全庁的な取り組みに拡大することが必要である。
- ・ 本県の令和 2 年国勢調査におけるインターネット回答の割合は全国最下位の 26% であり、県民の多くがオンラインによる行政手続きに関わる機会が少なく、周知されていないことが考えられる。
- ・ 行政手続きのオンライン化と併せて、電子申請システムの活用促進に向けた広報活動が必要である。

- ・ オンラインとオフラインのそれぞれで行われた手続きについて、バックオフィスにおける情報の一元管理が必要となるため、これまで情報を管理していた既存システムと電子申請システムを連携させることやA I－O C R及びR P Aを活用したデータ連携などが必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ あらゆる行政サービスのデジタル化を原則とし、費用対効果を考慮しながら、オンライン手続きの拡大を図る。その際、申請・届出だけでなく、県が関係するイベント・セミナーへの参加申込、県民を対象としたアンケート等、県に対して行うあらゆる手続きを対象としてオンライン化を進める。
- ・ オンライン手続きに伴う手数料等の納付については、令和3年度中に条例等の改正や事務処理方法の整理、電子収納のシステム化などに取り組み、キャッシュレス化を図る。
- ・ 県民の行政手続きの大部分は市町村への申請であるため、電子申請システムの市町村との共同利用の拡大に取り組む。また、国の「マイナポータル（ぴったりサービス）」との連携促進等により、県民の利便性向上を図る。
- ・ オンライン手続きにおける本人確認は、「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日C I O連絡会議決定）に基づき、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手続きに応じて適切な本人確認を行う。
- ・ 多くの県民がオンライン化のメリットを享受できるよう、電子申請の利便性の周知・普及を図るため、高齢者等を対象とした、利用方法の説明会やスマホ教室等、デジタルデバイド対策について、国や市町村、民間企業の取り組みとの連携を深めていく。オンライン申請に不慣れな県民に対し、W e b会議や身近な行政機関（県出先機関、市町村）の活用によるサポートを検討する。
- ・ 電子申請により受け付けたデータを既存のシステムに連携することにより、オンライン（電子申請）とオフライン（窓口）の情報連携を図る。

【 K P I 】

- ・ 電子申請を導入した業務数
- ・ オンライン利用による手続数

- ・ オンライン利用による手続きの利用割合
- ・ システムを共同利用する市町村数（人口カバー率）
- ・ 市町村における電子申請を導入した業務数
- ・ 市町村におけるオンライン利用による手続き数
- ・ 市町村におけるオンライン利用による手続きの利用割合
- ・ デジタルデバイド対策の取組回数

（１）W e b会議システムの活用

今般のコロナ禍により、企業間・個人間の非対面・非接触でのコミュニケーションツールとしてW e b会議が急速に普及し、ビジネスはもとより、日常生活やテレビなどマスメディアでも活用が進むなど、一般的な技術として定着が進んでいる。

地方自治体においても、W e b会議システムの活用が進み、全国規模の会議にも利用されている。

【 現状 】

移動時間、旅費等の削減や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、県庁内部及び県と市町村間、民間事業者との会議や打ち合わせをオンラインで行うことができるよう、インターネット系及びL G W A N系のそれぞれのネットワークを利用するW e b会議システムを令和2年度に導入した。

現在、会議での活用のほか、職員研修などの用途においてW e b会議システムを用いてオンデマンド化している。

【 課題 】

- ・ 県民との相談業務など、W e b会議システムの利用範囲は、今後さらに拡大することが見込まれ、その対象の選定、洗い出しが必要である。
- ・ W e b会議システムを活用した会議や相談、研修が一般化すれば、ライセンス、回線容量の拡大が必要となる。
- ・ インターネットを利用する仕組みであるため、相談や会議の内容に応じた情報セキュリティの確保が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ W e b会議システムの特性を生かし、相談・面談業務や研修のオンデマンド化など多様な用途に活用し、県民サービスの向上と、県庁業務

の効率化を図る。

- ・ 行政機関と県民・企業との間における本人確認や相談業務等への活用を検討し、オンライン手続きの利便性向上を図る。

【 K P I 】

- ・ W e b 会議対応の相談・面談業務数（実施回数）
- ・ W e b 会議対応の研修の回数
- ・ W e b 会議対応の研修の受講者数

（２）県民サービスへのA I の活用

コンピュータの処理速度の加速度的な向上に伴い、A I（人工知能）の技術も急速に進化し、企業等においては、業務の自動化や可視化・分析などを目的としたA I の導入が進んでおり、業務の効率化を実現した事例が様々な分野で報告されている。

特に、コールセンターなどの顧客からの問い合わせに24時間、回答候補の提示やチャットボットによる自動応答を行うなど、A I を活用したサービス向上、業務の効率化の取り組みが進んでいる。

【 現状 】

本県においては、会議等の議事録作成等に係る文字起こし業務の負担軽減、スピードアップを図るため、A I の音声認識技術を活用した議事録作成支援システムを平成31年2月に導入し、活用している。

令和2年度は、A I - F A Q を導入し、県民向けのサービスを開始したところである。

【 課題 】

- ・ A I の活用による県民サービス向上を図るため、活用が想定される業務の掘り起こしが必要である。
- ・ A I - F A Q（よくある質問と回答）の回答の精度向上のためには、大量のデータ入力や一定の開発期間が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 県民サービスの向上を図るため、24時間問い合わせ対応を行うA I - F A Q の充実をはじめ、様々な分野におけるA I の活用について検

討する。

- ・ 法令に基づく手続き等、各都道府県共通の事務に関するA I - F A Qについては、Q & Aのデータベースを他の都道府県と連携して作成することで、開発期間の短縮、データの充実による回答の精度向上、職員の業務量の削減が可能になると見込まれることから、他の都道府県と連携したデータの共有について検討を行う。

【 K P I 】

- ・ A I を活用した業務数
- ・ A I - F A Q への問い合わせ件数

(3) P u s h 型通知の活用

P u s h 型通知は、受信者側から情報を取りに行かなくても、送信者側（サーバなど）が自動的に通知を発信することができるものである。携帯電話、スマートフォンの普及に伴い、災害発生のおそれがある場合の注意喚起（Jアラート等）などに、広く活用されている。

今後は、行政側から一方的に情報発信するだけではなく、双方向のアクセスを意識して、情報を受け取る県民や民間企業等が求めるもの、興味のあるものなどの行政情報を、ニーズに即して発信・提供可能とする取り組みに改善していく必要がある。

【 現状 】

令和2年度に稼働した防災システムでは、本県が独自に収集した河川の水位等の詳細な情報や任意のメッセージを、スマートフォンのG P S（位置情報）機能を利用し、利用者が滞在する市町村の情報に絞ってP u s h 型通知を行うことが可能である。

国においては、P u s h 型情報提供の機能を有する「マイナポータル（ぴったりサービス）」について、全地方自治体との接続環境を整備することとしている。

【 課題 】

- ・ P u s h 型通知を受け取るためには、利用者がスマートフォンに専用のアプリをインストールする必要があるため、周知を行い、利用を促す必要がある。

- ・ 市町村の行政手続きのオンライン化の促進とあわせ、マイナポータルとの接続・連携を図るとともに、県民への情報提供を進める必要がある。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 防災以外の情報、他の分野における P u s h 型通知の活用について検討を行う。
- ・ マイナポータルとの連携など、より多くの県民に対する P u s h 型通知の方策について検討を行う。

【 K P I 】

- ・ 利用者数
- ・ 導入業務数

2 自治体DXの推進・市町村との連携

これまで、市町村は、住民に最も身近な行政機関として、地域密着の行政サービスを提供してきた。さらに、昨今では、人口減少下における戦略や計画の策定といった非定型的な業務が増加し、限られた人的資源を多様な業務に割くことが求められている。

今後予想される人口減少や労働力の供給制約の中、市町村が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければできない業務に注力できるような環境を作る必要があることが指摘されている。

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)においては、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」と示しており、このビジョンの実現のためには、最も住民に身近な行政を担う自治体として市町村の担う役割は極めて重要であり、自治体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進する意義は大きい、と位置づけられている。

また、国においては、令和2年度から、従来の地方創生人材派遣制度を拡充し、民間企業のデジタル人材を市町村の幹部職員(副市町村長、部課長等)やアドバイザーとして派遣するデジタル人材派遣制度を設け

るなど、自治体DXを支援する取り組みを開始している。

デジタル技術の活用により課題解決や産業振興を図り、地域地域で若者が安心して暮らし続けられる地方を創り出していくためには、地域における様々な課題の最前線で取り組んでいる市町村のデジタル化を促進していくことが求められる。

そのために、県は、本計画に基づき展開するデジタル化の取り組みの情報共有・意見集約を通じて、市町村への拡大を促進するとともに、市町村における行政サービスのデジタル化、社会経済活動のデジタル化等への取り組みを積極的に支援していくものとする。

（１）システムの標準化・共通化（自治体クラウド含む）

各市町村の情報システムには、標準的・共通的なクラウドサービスの利用を前提に、業務プロセスを見直し、職員の負担軽減を図るとともに、地域・組織間でデータ活用、住民や民間事業者の利便性を向上する取り組みが求められている。

このため、国は、従来の「自治体クラウド」の取り組みに加え、全ての地方自治体においてデジタル化を着実に進めていくため、「自治体DX推進計画」を策定（令和2年12月25日閣議決定）し、地方自治体の情報システムの標準化・共通化を重点取組事項として掲げ、令和7年度を目標として、基幹系の17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する方針が示された。

【 現状 】

- ・ 高知県内の市町村の業務システムについては、令和2年度末現在、4グループ29団体が自治体クラウドを構成している（組織率約85.3%）。また、残る5団体のうち、3団体が既存の自治体クラウドのグループへの参加を検討しており、別途、1団体も単独でクラウドサービスの利用を予定している。
- ・ 県内の自治体クラウドのうち、2グループがシステム更新の時期を迎えている。

【 課題 】

- ・ 既存の自治体クラウドのグループは、同一のベンダでも、複数のグループに分かれているなど、更なる共同化の取り組みが求められている。
- ・ 令和3年夏を目処に、国が「自治体DX推進手順書」を策定予定とさ

れているが、令和2年度末時点では、予算面を含め国の支援の内容・詳細が不明である。

- ・ 標準化された地方自治体の基幹システムは、国が構築する「(仮称)Gov-Cloud」を活用することが想定されているが、詳細な仕様が不明である。
- ・ 令和5年以降、標準化されたシステムへ、業務ごとに段階的に移行するスケジュールが示されている。しかし、大部分の市町村においては、住基や福祉等の関連システムが一体となったパッケージを利用しており、段階的な移行は困難と考えられる。
- ・ このため、市町村の関係部署が多岐にわたるとともに、多くの市町村の移行時期が集中することが予想され、市町村、ベンダともに、混乱が生じることが想定される。
- ・ 今後の、標準化されたシステムと既存システムの比較、業者選定、移行作業など一連の作業を計画的に遂行していく必要があるが、そのためのスキルやリソースを持つ人材が不足している。
- ・ 基幹となる17業務システムの移行を短期間で行うため、市町村の全庁的な体制確保が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ グループが概ね委託先のベンダごとに構成され、複数のグループに分かれているため、共同調達のメリットである費用削減効果が十分発揮されていない。今後は、更なる共同化を進めることが求められている。
- ・ 国の「自治体DX推進手順書（令和3年夏頃に示される予定）」を踏まえ、県からの情報提供、意見集約を行い、県内の市町村の情報システムの標準化・共通化を促進する。
- ・ 国が打ち出している標準システムへの移行を進め、できるだけ多くの自治体が、共通プラットフォームを共同で利用することにより、調達・運用コストを低減する。
- ・ 現行システムと標準化・共通化されたシステムの仕様比較、標準化により利用できなくなる機能の洗い出し、代替手段の検討など、市町村の円滑なシステム調達、移行に向けた支援に取り組む。
- ・ 市町村に、デジタル人材の派遣など、国の支援制度（地方創生人材支援制度等）の積極的な活用を働きかける。
- ・ システム標準化・共通化を進めることにより、内部のシステム運用に割いていた人的資源を、住民の利便性の向上に充てるなど、住民サー

ビスを第一に置いた取り組みにつなげる。

【 K P I 】

- ・ 令和7年度までに、全団体がシステムを移行
- ・ システム標準化の移行団体数（国の方針を踏まえて設定予定）
- ・ （仮称）G o v - C l o u dの利用団体数

（2）市町村の行政手続きのオンライン化

自治体DX推進計画においては、令和4年度末までに、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される31手続き（子育て、介護、被災者支援など）について、原則、全自治体で、マイナポータルを活用したオンライン化を進める方針が示されている。

【 現状 】

国は、令和3年度に「マイナポータル（ぴったりサービス）」について、全自治体との接続環境を整備するとともに、子育て、介護、被災者支援等の手続きを対象に、申請書等の共通様式を登録して利用できるようにすることとしている。

一部市町村においては、既にマイナポータルと連携するなど、オンラインによる行政手続きを受け付けているが、これらの市町村においても、実際の申請件数はごくわずかである。

また、残る大部分の市町村においては、行政手続きのオンライン化に関しては、手つかずの課題となっている

【 課題 】

- ・ 自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドツーエンド接続の標準仕様が令和3年度に市町村に提供される予定である。
- ・ 県が導入した電子申請システムについて、共同利用の見込みは、令和3年3月時点で25市町村にとどまっており、市町村における行政手続きのオンライン化に向けた、更なる働きかけが必要である。
- ・ 市町村内の業務手続きをオンライン化するためには、市役所・役場全体での取り組みが必要であり、首長等幹部職員の理解を得る必要がある。
- ・ 県民にオンライン化の利便性が周知されていない。【再掲】

【 取り組みの方向性 】

- ・ 県内、全市町村のオンライン化に向け、電子申請システムの共同利用について、残る9市町村に引き続き働きかけを行う。
- ・ 県内共通様式の活用など、複数の市町村にまたがって活動する企業・団体などの申請者の利便性向上につながる取り組みの検討を行う。
- ・ オンライン化した手続きについて、ホームページや広報誌、窓口における周知を図る。
- ・ 対象業務の拡大を図るため、職員研修の実施等を検討する。

【 K P I 】

- ・ 共同利用の参加市町村数
- ・ 31業務のオンライン化対応業務数
- ・ その他の業務のオンライン化業務数
- ・ 利用件数（利用割合）
- ・ 研修回数
- ・ 研修参加者数

（3）マイナンバーカードの普及及び活用

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されている。マイナンバー制度の導入により、各種行政手続きにおける添付書類削減や、本人や家族が受けられるサービスの情報を受け取るなど、国民の利便性向上、情報連携による行政事務の効率化などの効果が期待されている。

マイナンバーカードは、社会のあらゆる分野のデジタル化が進行する中で、行政サービスを受ける際に個人を認証するための基盤となるものであり、令和3年3月からの健康保険証利用の開始をはじめ、今後、活用シーンの拡大が想定されている。

【 現状 】

本県においては、他の都道府県と比較してマイナンバーカードの普及が進んでいない。

※令和3年3月1日時点の本県のカード普及率：19.5%（全国最下位）

県内市町村におけるマイナポータルを活用した電子申請や住民票等のコンビニ交付サービスの実施団体数が少ない。

マイナポータル電子申請実施団体数：6団体	※令和2年9月30日時点
コンビニ交付サービス実施団体数：8団体	※令和3年3月31日時点

【課題】

- ・ マイナポータルを活用した電子申請やコンビニ交付サービス等のマイナンバーカードの利便性を拡大していく必要がある。
- ・ マイナンバーカードを取得しやすくするため、交付体制の充実や申請受付等の推進を行っていくことが必要である。
- ・ 保険証利用やe-Tax、コンビニ交付など、様々な利活用場面について、より一層、県民に周知する必要がある。

【取り組みの方向性】

- ・ 住民サービスやマイナンバーカードの利便性の向上に向けて、市町村とも連携して、マイナポータルを活用した電子申請やコンビニ交付サービスの導入促進などに取り組む。
- ・ 市町村が策定するマイナンバーカード交付円滑化計画の着実な実行に向けて、進捗状況の確認、交付体制の充実・確保や申請受付等の推進についての助言、支援を行う。
- ・ マイナンバーカードの申請、交付手続きや利活用シーンについて、国の取り組みと合わせ、各部局の広報媒体の活用や市町村との連携などにより、積極的に広報を行う。
- ・ 市町村職員向けの説明会の場を活用するなどにより、マイナンバーカードの普及・活用に関する先進事例等について適宜、情報提供及び助言を行う。

【KPI】

- ・ マイナンバーカードの普及率
- ・ マイナポータルを活用した電子申請実施団体数及び対象業務数
- ・ コンビニ交付サービス導入団体数及び対象業務数

(4) AI・RPAの活用の促進

近年の技術発展により、AIやRPAなど新たなデジタル技術を導入し、住民サービスの向上や、定型的な業務の自動化等を図る取り組みが、

市町村レベルでも全国的に進みつつある。

自治体DX推進計画においても、「AIやRPAなどのデジタル技術は地方自治体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべき。」とし、導入に当たっては、「データの集積による機能の向上や導入費用の負担軽減の観点から、複数団体による共同利用を検討する。」こととされ、令和3年度から、市町村が共同利用を行う場合における地方財政上の優遇措置も設けられる。

【 現状 】

県内の一部市町村においては、RPAの導入に向け具体的な検討が行われたこともあるが、大部分の市町村では、庁内で導入事例や効果に関する情報共有が十分に図られている状況ではない。

このため、県としても、他の都道府県の市区町村における導入事例を情報提供するとともに、AI、RPAなどのデジタル技術を活用した業務効率化、住民サービスの向上等の取り組みについて、首長や幹部職員への普及・周知に取り組んでいるところである。

また、RPAについては、県が開催する職員向けのRPAの動作プログラム（シナリオ）作成研修に、市町村職員も参加している。

【 課題 】

- ・ 人口規模の小さな市町村においては、処理件数が少なく、費用対効果の点から導入を見送られるケースがある。
- ・ RPAは、従来の情報システムと比較して安価に導入することが可能であるが、より、安価かつ担当職員の負担軽減を図るため、自治体クラウドのグループ等を想定した共同利用の検討が必要である。
- ・ 比較的新しい技術であることから、市町村の業務担当課のニーズと事業者の提案が一致していない可能性がある。
- ・ 市町村の担当職員は、一人で多くの業務を担当しており、マイナンバーやデジタル技術を活用した先進事例等まで把握することが困難な場合が多い。
- ・ 市町村において、共同利用するシステムの導入、運用に当たっての費用負担、ベンダとの調整等ができる人材が不足している。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 導入コストの削減を図るため、複数団体による共同調達を働きかけ、導入を支援する。
- ・ 共同利用について、全市町村が参加している「高知県電子自治体推進協議会」の枠組みの中でワーキンググループを設置するなどにより、課題を整理していく。
- ・ 市町村の首長及び幹部職員、各業務担当課職員に対する導入事例・導入効果の普及・周知に取り組み、A I やR P Aの活用をはじめ、デジタル化を促進する。
- ・ 市町村職員向け説明会の場を活用するなどにより、県のデジタル化の取り組み、他の都道府県の市町村の導入事例、マイナンバーカードの普及・活用に関する先進事例等について適宜、情報提供及び助言を行う。
- ・ 市町村のデジタル化に関するワンストップ窓口機能を強化し、市町村が検討を行う時点から支援を実施する。
- ・ 市町村システムの共同化、自治体クラウドの導入等に当たっての調整役を担う。
- ・ 県の開発するシステムの共同利用を市町村に提案し、デジタル化を支援する。
- ・ R P Aシナリオ作成に関し、より実務に即した具体的な内容の研修を開催する。

【 K P I 】

- ・ 共同利用の参加団体数
- ・ A I、R P Aの導入団体数
- ・ A I、R P Aの導入業務数

3 デジタルデバйд対策

行政サービスのデジタル化は、県民生活の利便性が向上し、民間事業者等の効率化に資する、安全・安心、ユニバーサルデザインを考慮した設計等を前提とした人に優しいデジタル化である必要がある。

デジタル手続法では、国の行政機関に対し、行政のデジタル化に当たっては、デジタルデバйдの是正を図るために必要な施策を講ずる義務が課されている。

デジタル化を進めるに当たり、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等に関わらず、全ての県民がデジタル化の恩恵を受けることができる環境の整備を行う必要があり、そのためには、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要である。

また、技術の進展により、テレビ電話での相談や音声認識による対話形式での入力等により、デジタルデバイドを解消する、デジタルサポートという発想への転換も重要である。

【 現状 】

本県においては、システムを調達する際には、ユニバーサルデザインを踏まえ、視覚障害者（色弱・色盲）にも見やすいカラーデザイン画面や人間工学に基づいた画面デザインであることや、文字サイズを変更できることなど、アクセシビリティに配慮することを要件としている。

【 課題 】

- ・ 県民サービスの向上を図るためには、県民が利用する各種システムは、デジタルデバイドに配慮したものとすることが必要である。
- ・ 全てのシステムにおいて、デジタルデバイドが起こらない仕様とする。もしくは、アナログでも同様のサービス提供ができる環境を整備することが必要である。
- ・ 県や市町村の庁舎を訪れることができない県民へのデジタルサポートについて検討が必要である。
- ・ デジタルデバイス対応のため、研修等の開催について検討が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ デジタルデバイドに配慮したシステムの標準仕様を検討する。
- ・ 多くの県民がオンライン化のメリットを享受できるよう、電子申請の利便性の周知・普及を図るため、民間企業や市町村によるPC、スマホ教室の開催への支援に取り組む。【再掲】
- ・ 従来は、来庁しての手続きが前提であったが、窓口を訪れることができない県民（高齢者、障害者など）に対しては、例えば、モバイルワークを活用して県民宅等への訪問によるオンライン手続きの支援などのデジタルサポートについて検討する。

【 K P I 】

- ・ デジタルデバインドに配慮したシステムの導入率
- ・ デジタルデバインドに対応するための研修等の開催回数
- ・ デジタルデバインドに対応するための研修等の参加人数
- ・ デジタルサポートの対象業務数

4 情報の適切な取扱い

民間企業においては、インターネットの閲覧状況と店舗窓口の相談内容等をリンク・組み合わせ、分析等を行った上で商品・サービスの提案、提供等が行われている。

行政サービスにおいても、インターネットを通じて行われた手続き（オンライン）が県の機関の窓口（オフライン）においても確認できるといった、オンラインとオフラインの間での情報連携を適切に行うことにより、県民サービスの向上につなげることが可能となる。

一方で、各種手続きで入力された情報は個人情報に当たることから、その取扱いは厳格に行われなければならない。

システム・データ連携に当たっては、取り扱う情報の種類が多いほど、利用者の利便性が高まると考えられるものの、必要以上に個人情報を取り扱うことのないよう十分に留意する必要がある。

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、現行法制の不均衡・不整合を是正する必要性が生じており、国においては、地方自治体の個人情報保護制度について、統一的な共通ルールを法律で規定するなどの見直しが進められている。

【 現状 】

高知県個人情報保護条例第8条第1項本文において、「実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条並びに次条第1項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。）を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。」と規定されており、目的外での情報共有は想定されていない。

このため、担当職員以外がシステムやその内部に保存されている個人情報等にアクセスする権限は付与されていない。

国は、地方自治体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で設定するとともに、法律の的確な運用を確保するため、ガイド

ラインを策定することとしている。

【 課題 】

- ・ 業務効率と情報セキュリティなどを勘案し、これからの本県の情報ネットワークの方向性について検討が必要である。
- ・ Web会議システムやモバイルワークの導入に伴い、情報漏えいや、端末の紛失等の情報セキュリティリスクが高まることから、職員のセキュリティ意識の向上とともに、リスクに応じた技術的な対策が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 個人情報の慎重な取扱いが求められる手続きについては、情報管理について説明した上で利用者に確認を求めるなど、適切な運用を図る。
- ・ 国の個人情報保護制度の検討状況等を注視し、本県における取扱いを検討するなど、必要な対応を行う。
- ・ デジタル化推進本部に設置するワーキンググループ等を活用しながら、システム・データ連携の必要性、連携の範囲・方法について検討を行う。

【 K P I 】

- ・ 取扱いルールの変更
- ・ 電子申請により受け付ける業務と既存システムとの連携数
- ・ 個人情報漏えいインシデントの件数

5 ネットワークのセキュリティ

インターネットが普及し、生活や産業における重要な社会基盤として利用されている中、サイバー攻撃により個人情報が流出するなど、行政機関・民間企業を問わず大きな被害が発生しており、県民の個人情報などを取り扱う行政機関において、情報セキュリティ対策の強化は、一層、重要になっている。

一方で、従来はセキュリティレベルを担保するため、利便性を一定程度、犠牲にしてきた側面もあったのに対し、コロナ禍を踏まえた今般のデジタル化においては、セキュリティと利便性の両立が求められる。

国は、地方自治体の情報セキュリティに係る「三層の対策」の見直し

を公表するとともに、都道府県ごとに構築されている自治体情報セキュリティクラウドについては、標準要件を満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を進めるとともに、国主導で調達の共同化を進める方針である。

【 現状 】

本県においては、国の示す情報セキュリティ対策を踏まえ、個人情報の流出を徹底して防止するため、平成 29 年 6 月に庁内のネットワークを、①マイナンバー利用事務系ネットワーク、②LGWAN接続系ネットワーク、③インターネット接続系ネットワークに分離するなど、セキュリティ対策の強化を行った。

平成 29 年度に導入した現行セキュリティクラウドは、参加団体のインターネット接続点を集約し、監視を行うため、県と 34 市町村、4 つの公共団体による共同運用をしており、令和 4 年度に更新を予定している。

国においては、厳格な三層分離を原則とする方針を転換し、LGWANに軸足を置かないネットワークの利用も是認されるようになってきており、高知県のこれからのネットワークを見据えた上での、新しいルール化が必要となっている。

【 課題 】

- ・ 令和 2 年度に、都道府県ごとに構築されているセキュリティクラウドについては、標準要件を満たす民間のクラウドサービスへの移行を推進するとともに、国主導による都道府県レベルの共同調達の方針が示された。
- ・ 共同調達を行うためには、他都道府県との調整が必要。
- ・ 市町村の利便性確保のため、本県の環境に必要なオプション機能を検討・整理し、円滑な移行を図ることが必要。
- ・ 情報セキュリティと利便性の確保のバランスを考慮したシステムとすることが必要。
- ・ Web 会議システムやモバイルワークの導入に伴い、情報漏えいや、端末の紛失等の情報セキュリティリスクが高まることから、職員のセキュリティ意識の向上とともに、リスクに応じた技術的な対策が必要である。【再掲】

【 取り組みの方向性 】

- ・ 国の方針等を踏まえ、ネットワーク、各システム、職員の意識など、様々な視点から、適切なセキュリティ対策に取り組む。
- ・ 国の提示する仕様を踏まえて、高知県としてのオプションメニューの選択などを検討する。
- ・ 次期セキュリティクラウドについては、国が主導して多数の都道府県が参加したグループによる共同調達を図る方針が示されたため、国の示す新たな方針や仕様を踏まえて、改めて検討を行うことが必要である。

【 K P I 】

- ・ 新セキュリティクラウドへの円滑な移行
- ・ テレワークや新しい働き方に対応した高度なセキュリティレベルの実現

6 クラウドサービス（L G W A N - A S P 等）の利用

近年急速に発展したクラウドサービスにより、従来のオンプレミスによる情報システムに比べて、構築や変更に要する期間を大幅に短縮するとともに、費用を削減しつつ高品質な情報システムを導入することが可能となっている。

さらに、クラウドサービスは、従来は単にサーバ機能を提供するものが主であったが、開発環境、アプリケーションを提供するものへと、そのサービス内容を変化させている。

クラウドサービスを利用することで業務における様々な課題の解決が期待できるが、地方自治体の執務環境は、「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について（平成27年12月25日付け総務大臣通知）」等により、パブリッククラウドサービスの利用ができず、本県では独自調達したIaaS型のプライベートクラウドである「高知県庁内クラウド」を主なシステム基盤として活用している。

一方で、民間企業などでは、多方面においてパブリッククラウドサービスの利用が増加し、現在では主流となってきている。

また、国においては、共通的な基盤や機能を提供するクラウドサービス「(仮称) G o v - C l o u d」を整備し、早急に運用を開始することとしている。

【 現状 】

県では、令和2年度に、LGWAN-ASPとして提供される電子申請システムとAI-FAQシステムなどを調達し、経費の削減や構築期間の短縮などの効果をあげている。

国からは、「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて（令和2年5月22日公表）」「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月30日策定）」の令和2年12月改定版が示されたが、パブリッククラウドの活用については制約がある。

【 課題 】

- ・ クラウドサービスを選定する際の、セキュリティ基準を明確化する必要がある。
- ・ 一部の情報システムは、国が標準化したシステムに移行し、国が構築する、(仮称) Gov-Cloud上で運用することが求められている。そのため、既存の情報システムを国が標準化・統一化した(仮称) Gov-Cloud上で稼働する基幹系情報システムに移行するための対応が必要である。
- ・ 令和2年度時点で、(仮称) Gov-Cloudの仕様が不明であり、利用団体への要件が示されていない。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 情報システムを調達する際は、メーカー等から提供されるパッケージをノンカスタマイズで活用することを原則とし、クラウド・バイ・デフォルトの原則の下、LGWAN-ASPとして提供されるクラウドサービスと庁内クラウドの活用について比較検討する。
- ・ クラウドサービスを調達する際のセキュリティ基準を定める。
- ・ 国が標準化・統一化する(仮称) Gov-Cloudへの移行を迅速に行う。

【 KPI 】

- ・ クラウドサービス利用数
- ・ ノンカスタマイズのシステム数

7 人材の確保・育成

デジタル技術を活用した県民サービスの向上や、課題解決と産業振興とともに、業務効率化を図るためには、デジタル技術に関する専門的知識や知見を有する人材の確保とともに、様々な施策や具体的な取り組みにデジタル技術を組み合わせて新たな発想や企画立案ができる職員を育成していくことが重要である。

今後は特に、庁内のあらゆる分野の業務にデジタル技術を取り入れていくことが求められており、情報政策の主管課に限らず、全職員にデジタル技術に関する基礎的な知識が求められる。

【 現状 】

各種システムの調達・運用等や県主催の研修において、デジタル技術に関する専門的な知見を有する大学教授や国のアドバイザー等からの助言・協力を受けている。

A I や I o T の基本的なデジタル技術に関する知識の向上をねらいとした研修や情報セキュリティに関する研修のほか、総務省四国総合通信局と連携し、オープンデータに関する基礎的な知識や公開手順などを学習する研修を実施している。

【 課題 】

- ・ デジタル技術に関する専門的知識を持つ職員が少ない。また、デジタル技術に苦手意識や抵抗感を持つ職員も少なくない。
- ・ 職員一人ひとりが、デジタル技術を活用した課題解決と産業振興につながる視点を持って各種施策に取り組むことが必要である。
- ・ 全職員が、基礎的なデジタルリテラシーを身に付けることが求められる。
- ・ 職員は、それぞれの役割や職責などの段階に応じて、必要とされるデジタル技術の知見を習得することが必要である。
- ・ A I や R P A などの新たな技術を活用し、業務の効率化や、さらなる県民サービスの向上に努めることが必要である。
- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大や、働き方改革を推進するため、W e b 会議システムの活用やオンデマンドによる研修の拡大について検討が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 国のアドバイザー派遣事業や、民間企業等での勤務経験者の活用など、デジタル技術に関する専門的知識を持つ人材の確保に努める。
- ・ 全職員がデジタルリテラシーを身に付けるとともに、より効果的にデジタル技術を活用できるよう、職員の知識や経験に応じた段階別の研修の実施などにより、職員の育成を図る。

第1段階：基礎的なデジタルリテラシーを身に付け、業務に活用できる職員の育成

- ・ 基礎知識を向上させる研修（新採職員、希望者）
- ・ オープンデータに関する研修（当該業務担当者）

第2段階：デジタル技術を活用し、新たな施策の発想や企画立案、展開ができる職員の育成

- ・ 他県におけるデジタル技術を活用した業務効率化や産業振興に関する取組事例等の情報共有
- ・ 国や関係機関の事業（講師派遣等）を活用した研修の開催（希望者）
- ・ R P Aのシナリオ作成研修（情報政策課職員、希望者）

第3段階：専門的知識を持ち、システム開発等において民間企業等からの提案を理解し、適切な対応ができる職員の育成

- ・ 民間企業が実施する研修への参加（情報政策課職員等）

第4段階：R P A等のデジタル技術を活用しようとする職員や、他の所属に助言ができる専門的知識を有する職員の育成

- ・ なお、全職員が第2段階まで到達することを旨とするとともに、第3段階、第4段階まで到達する職員も、できる限り増やしていくこととする。
- ・ 国のデジタル人材の確保・育成に関する支援制度を活用し、複数市町村での兼務を含め、デジタル人材のC I O補佐官等としての任用等を推進する。
- ・ W e b会議システムによる研修の開催や、研修のオンデマンド化に取り組むとともに、運用のルール化とライセンスの拡充や庁内基盤等の環境整備を行う。

【 K P I 】

- ・ 専門的知識を持つ職員の数
- ・ 研修の開催回数

- ・ 研修の受講者数（各段階別）
- ・ 職員によるR P Aのシナリオ作成数【再掲】
- ・ デジタル技術を活用した新たな施策数
- ・ オンデマンド研修の実施回数
- ・ デジタルデバインドに対応するための研修等の開催回数【再掲】
- ・ デジタルデバインドに対応するための研修等の参加人数【再掲】

Approach 2 社会経済活動のデジタル化

本県は、全国に先駆けて少子高齢化による人口減少に突入したことをはじめ、様々な課題に直面する「課題先進県」である。

こうした中、県勢の浮揚を実現し、将来に希望の持てる県づくりを目指して5つの基本政策と3つの横断的な政策を総合的に推進してきた結果、長年にわたり生産年齢人口の減少と連動する形で減少傾向にあった県内総生産や各産業分野の産出額も上昇傾向に転じるなど、本県経済は、人口減少下においても拡大する経済へと構造を転じつつある。

一方、今後も当面の間、人口減少が続くこと自体は避けられず、県経済の縮みや中山間地域の衰退といった困難な課題に対応しつつ、県勢の浮揚を実現するためには、様々な分野でデジタル技術の活用を進め、これまでの取り組みをさらに発展させ、時代の変化に合わせて進化させていくことが必要である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、あらゆる社会経済活動や産業構造がデジタル技術の活用を前提としたものへと大きく変化し、Web会議やテレワークによる働き方改革やオンライン手続きの拡大、ECサイトによる販路拡大など、非対面、非接触型のビジネスモデルへの転換が進んでいる。本県においても、こうした動きにしっかりと対応し、あらゆる分野のデジタル化を加速していくことが必要である。

例えば、中山間地域においても、多様な進路希望に対応した授業や補習が受けられる遠隔教育、都市部と遜色ない水準のサービスを受けられる医療・介護など、デジタル技術を活用して課題解決を図ること、さらには、デジタル技術を従来の施設園芸農業や水産業と融合させることにより、地場産業の高度化や新たな産業の創出を図るなど、産業振興につなげていくことが可能となる。

そのため、本県の職員一人ひとりが、デジタル技術を活用した課題解決と産業振興の視点を持って各種施策に取り組むこととし、以下のとおり、5つの基本政策ごとにデジタル化の取り組みを進めていくこととする。

また、5つの基本政策に横断的に関わる分野においても、デジタル化に努めるものとする。

1 基本政策におけるデジタル化の取り組み

(1) 経済の活性化

【高知県産業振興計画】

平成 21 年度からスタートした産業振興計画では、目指す将来像である「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現に向け、生産面はもとより、事業戦略の策定、商品開発、販路開拓、設備投資、担い手の育成・確保など、事業者の多様なニーズを総合的に支援する施策群を用意し、官民協働、市町村との連携協調により取り組みを進めている。

今後も当面の間、人口減少が見込まれる中、本県経済の拡大基調を先々にわたって維持し続けるためには、より付加価値の高い産業を創出することが重要である。あわせて、各事業体において、省力化・効率化による労働生産性の向上が必要となる。

その実現のためには、デジタル技術の活用は不可欠であり、また、ウィズコロナ、アフターコロナ時代における社会・経済構造の変化に対応するためにも、デジタル化は一層重要性を増している。

そのため、第 4 期産業振興計画 ver. 2 において、「各産業分野におけるデジタル技術の加速」を重点ポイントの一つとしている。

今後、デジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発等を促すとともに、Society 5.0 関連企業の立地促進、デジタル人材の育成などを進めることにより、新たな産業群の創出、付加価値の高い産業・労働生産性の高い産業の育成を目指していく。

ア 令和 3 年度の取り組み

① Next 次世代型こうち新施設園芸システムのさらなる推進

施設園芸農業の飛躍的発展を目指し、環境制御技術に AI や IoT などの最先端のデジタル技術を融合させた「Next 次世代型こうち新施設園芸システム」の開発プロジェクトを推進するとともに、データ駆動型農業による営農支援を強化する。

② 高知マリンイノベーションの推進

効率的な生産流通体制への転換を促進するため、生産、流通、販売の各段階において、デジタル化を図る「高知マリンイノベーション」を推進する。

③ オープンイノベーションプラットフォームを活用したプロジェクトの

創出

様々な技術やアイデアを組み合わせ、新しいビジネスモデルや製品、サービスの創出を目指すオープンイノベーションの手法により、デジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発等を促し、あらゆる分野の課題解決を図るとともに、産業創出につなげる。

④ I T・コンテンツ関連企業、S o c i e t y 5. 0 関連企業の誘致

高知市中心部に開業するシェアオフィス拠点施設を核とした取り組みとオープンイノベーションプラットフォーム等のプロジェクトへの呼び込みなどにより、県内各地への I T・コンテンツ関連企業、S o c i e t y 5. 0 関連企業の誘致を促進する。

⑤ 県内企業等のデジタル化の促進

ウィズコロナにおける「新しい生活様式」や、アフターコロナを見据えた「社会・経済構造の変化」を見据え、企業の経営課題の解決という視点から、県内企業のデジタル技術導入支援等を行う。

- ・ 県内におけるデジタル化のモデル事例の創出
- ・ 県内企業のデジタル化に対する支援体制の強化
- ・ 県内企業がデジタル化に対応するための人材育成講座の実施

⑥ スマート林業の推進

林業分野における生産性の向上や省力化に向け、I C T等を活用したスマート林業の取り組みを推進する。

⑦ 土佐まるごとビジネスアカデミーにおける人材育成

- ・ 「新しい生活様式」や「社会・経済構造の変化」に対応した学びを提供するため、民間のオンライン講座を導入するとともに、受講管理システムを構築し、受講生の利便性の向上と行政事務の軽減を図る。
- ・ 新事業の創出や課題解決に資するデジタル技術の活用について学ぶ講座を開催する。
- ・ 業界が求める知識や技術を持った人材を育成するため、高知デジタルカレッジを開催する。

イ 中長期的な取り組み

① 高知版 S o c i e t y 5. 0 の実現

- ・ N e x t 次世代型こうち新施設園芸システムの普及（I o P 推進機構における I o P クラウドを活用した営農支援サービスの展開）と施設園芸関連産業群の創出
- ・ S o c i e t y 5. 0 関連の産業群の創出

(2) 日本一の健康長寿県づくり

【日本一の健康長寿県構想】

全国に先駆けて少子高齢化と人口減少が進行している本県では、医療・介護・福祉の分野においても人手不足が深刻化するとともに、中山間地域が多いという特性があり、その地理的条件を克服するためにもデジタル技術を活用して効率的かつ効果的に、医療・介護・福祉等のサービスを提供する必要がある。

これまでもICTを活用し、医療機関や薬局、介護事業所が保有する患者の情報をリアルタイムで相互に共有する「高知あんしんネット」や、在宅療養に係る情報を支援者が共有する「高知家@ライン」の普及を推進する取り組みを進めてきた。

今後も、住み慣れた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けられる高知県を実現するために、各分野でデジタル技術を活用し、県民のQOLの向上を図っていくこととする。

ア 令和3年度の取り組み

①医療・介護・福祉サービスのネットワーク化の推進

「高知あんしんネット」や「はたまるねっと」、「高知家@ライン」の普及をさらに進め、各地域において医療、介護、福祉等の地域資源を切れ目なくネットワークでつなぐことで、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

②各分野におけるデジタル技術の活用

アフターコロナ時代も見据えて、新しい生活様式に対応する健康パスポートアプリの機能充実やオンラインによる服薬支援のほか、介護ロボットの導入やGPSを活用した高齢者の見守りサービスの実施など、県民の身近な場所でデジタル技術の活用を推進する。

イ 中長期的な取り組み

①医療・介護・福祉サービスのネットワーク化の推進

②各分野におけるデジタル技術の活用

(3) 教育の充実と子育て支援

【教育等の振興に関する施策の大綱、高知県教育振興基本計画】

技術革新が急速に進む中で、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が進んでいる。教育分野においても、AIやビッグデータ等の新しい技術の活用が進んできており、これまでの学校教育の在り方も大きく変化してきている。

現在の一斉一律を前提とした授業の中では、理解が十分でなく授業についていけない児童生徒や内容が平易すぎると感じている児童生徒への対応、個々の児童生徒の興味・関心に沿った授業の実施といった点で課題がある。

また、中山間地域の小規模の高等学校等においては、就職から難関大学への進学まで、生徒の進路希望や興味・関心に応じた多様な指導に課題が見られる場合もある。

こうした課題に対応し、児童生徒一人一人の進度や能力、興味・関心に応じた学びの実現を図るため、ICTの活用による習熟度に応じた個別学習や遠隔教育システムによる授業配信など、先端技術を最大限に活用することで新しい教育方法の開発を図るとともに、その普及に向けた取り組みを推進する。

また、「超スマート社会（Society 5.0）」の到来等により、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測される中、本県においても、「高知版Society 5.0」の実現に向けて、最先端のデジタル技術の活用により各分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出や地場産業の高度化を推進していく取り組みが進んでいる。教育においても、デジタル社会に対応できる素養を育むことや、AI技術等を活用し新たな価値創造をもたらす人材を育成していくことが求められている。

このため、全ての児童生徒が、新しい時代に対応するための基盤となる情報活用力や思考力等を身につけることができるよう、各学校におけるプログラミング教育や理数系科目の教育の充実を図るとともに、AIやビッグデータ等を活用して新たな価値の創造や社会課題の解決を図る人材の育成に向けた高大連携の取り組みなど、デジタル社会に対応する人材の育成を図る。

「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」及び「第3期高知県教育振興基本計画」に基づくこれらの取り組みにより、デジタル社会に向け

た教育を推進する。

ア 令和3年度の主な取り組み

①「学習支援プラットフォーム」の活用促進

1人1台タブレット端末を活用しながら個々の理解に合わせて段階的に学習を進められるデジタル教材や、一人一人の学習定着度を把握し学習指導に活用できるスタディログ等を組み合わせた「学習支援プラットフォーム」により、個々の強みを伸ばし、つまづきをサポートする個別指導を実践する。

②遠隔教育の推進

小規模高等学校等において、難関大学への進学等を希望する生徒のニーズに応じた授業や補習等を教育センターから配信する。

③ICT活用による個別学習プログラムの研究

県立高等学校におけるICT教育拠点校を中心に、エドテックを活用した指導方法の実践研究を行うとともに、その研究成果を県内全域に展開し、ICTを効果的に活用した授業改善を進める。

④学校のICT環境整備（GIGAスクール構想の実現）

県立学校における1人1台タブレット端末の整備や、普通教室及び特別教室において高速かつ大容量のネットワーク通信が可能な学習環境を整備する。

⑤プログラミング教育の推進

プログラミング教育をはじめとするICT活用教育に関する研修を実施するとともに、授業に必要な教材を学校に貸し出すことで、現場で速やかに実践できる環境を整える。

⑥教員のICT活用指導力の向上に向けた研修

教育の情報化に関する研修を実施するとともに、体系的な研修プログラムを開発し、全ての教科においてICTを活用した授業実践に関する研修を実施する。

イ 中長期的な取組

ICTを活用した双方向型の授業の配信やAIによる個別最適化学習などの新たな教育手法の開発・普及を図る。

また、全ての児童生徒が、新たな時代の基盤となるデジタル技術を理解し情報活用力や論理的な思考力を身につけることができるよう、プログラミング教育や理数系科目等の教育内容を充実する。

さらに、新たな価値の創造などに力を発揮できる人材の育成に向けて、高等学校と大学との連携や教員のICT活用力の向上を図る取り組みを推進する。

（４）南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化

【高知県南海トラフ地震対策行動計画】

南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震は、今後30年以内に70%～80%の確率で発生すると見込まれるなど、切迫度がますます高まっている。

県では、南海トラフ地震に備えるため、「南海トラフ地震対策行動計画」を策定し、ハード・ソフトの両面から様々な対策を進めてきた。

デジタル技術の導入については、これまで、Web上で震度分布図、津波浸水予測図、避難場所等を周知するための「高知県防災マップ」の開発、被害状況の集約や防災関係機関との情報共有等を目的とした高知県総合防災情報システムの開発、また、地域住民に市町村が発信する避難勧告等の情報を報道機関や緊急速報メールにより伝達するLアラートとのシステム連携等を実施してきた。

今後も、「高知県防災アプリ」の普及促進など県民等への情報提供手段の多様化、防災関係機関との情報共有の仕組みづくりなど、デジタル技術を積極的に活用し、南海トラフ地震対策の推進を図ることとする。

ア 令和3年度の取り組み

①防災情報提供アプリ

令和2年4月に、雨量や震度などの防災情報等をスマートフォン等へプッシュ型で通知する「高知県防災アプリ」の運用を開始。令和3年度は、アプリのインストール数6,000人/年を目標に、ポスター、チラシの他、Web広告、県政出前講座などにより周知を行う。

②漁港情報クラウドシステム

地震・津波による漁港施設の被災後、迅速かつ効率的に施設を復旧し水産業を早期に復興するため、漁港施設情報及び地図情報を連動させた漁港情報クラウドシステムを導入し、漁港施設情報の集約・電子化及びクラウドによる一元管理と共有化を行う。

③物資調達・輸送調整等支援システム

国・県・市町村の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有して

調整を効率化し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的に、令和2年度に物資調達・輸送調整等支援システム（内閣府が開発）を導入した。令和3年度は、システムの実効性を高めるため、システムを利用した県・市町村間の物資配送訓練を行うほか、システムの運用について、県・市町村の物資配送計画への反映する。

イ 中長期的な取り組み

①道路情報共有システム

大規模地震発生時に主要な道路の啓開情報についてリアルタイムに関係機関と共有するためのシステムの検討を行う。

②被災者支援システム

市町村が被災者支援システム（被災者の属性情報、家屋属性情報、罹災証明書の発行等を一元管理するシステム）を導入するように働きかけていく。

（5）インフラの充実と有効活用

本県のインフラは、産業振興計画などの県の基本政策を支えるとともに、災害から県民の生命や財産を守る大変重要なものであることから、地域の実情を踏まえて、その整備促進に取り組んでいる。

デジタル化については、これまでも公共事業の発注関係業務や災害時の情報共有・提供方法などについて、デジタル技術を活用したシステム化やオンライン化を図ってきた。また、少子高齢化や人口減少などによる建設業の深刻な担い手不足に対応するため、ドローンや地上レーザースキャナ等を活用した3次元測量など、ICTを活用して建設現場の生産性向上などに積極的に取り組んできたところである。

今後も、ICTやIoT等のデジタル技術も積極的に活用しながら、インフラ整備を集中的かつ効果的に進め、強靱な県土づくりを推進していく。

さらに、災害情報の更なるデジタル化の推進や、業務のデジタル化や既存システムの機能向上などにも取り組んでいく。

ア 令和3年度の取り組み

①建設業デジタル化促進モデル事業

建設業の担い手不足の解消及び生産性の向上を目的として、建設業者による、ICT関連機器の導入や技術講習の実施等への支援を行う。

②ダム操作支援システム

ダムの操作について、A Iに過去の洪水・濁水状態を学習させ、年間を通じて操作の支援を行えるシステムを導入することにより、ダム下流域における住民の安全・安心の向上を図る。

イ 中長期的な取り組み

- ①電子契約システムの導入
- ②土砂災害リスクデータベースの構築
- ③屋外広告物管理システムの構築と既存屋外広告物の調査
- ④県営住宅維持管理のシステム化
- ⑤道路台帳図面のオープン化

2 オープンデータ

国のデジタル・ガバメント実行計画において、「地方自治体は、官民データ活用推進基本法の趣旨やオープンデータ基本指針を踏まえて行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地域の課題解決を図ること」とされており、データの公開を積極的に推進していくことが求められている。

行政保有データを積極的に公開することにより、行政の透明性・信頼性の向上や民間による様々なサービスに活用されるなど、地域の課題解決や産業振興につながることを期待されている。

データの利活用が活発化している中、個人情報保護に関しては、法制上の不均衡や不整合があり、データ利活用の支障となっている状況を踏まえ、国の行政機関等について、個人情報保護法と統合するとともに、地方自治体の個人情報保護制度についても、全国的な共通ルールを法律で規定するなどの制度の見直しが行われている。

【 現状 】

本県では、行政の透明性・信頼性の向上、経済の活性化や行政事務の効率化などを図るため、平成28年1月にオープンデータの公開を開始し、現在、県ホームページにおいて7分野、105件のデータを公開している。

県内市町村については、令和2年度に高知市、宿毛市、香美市、いの町、黒潮町において取り組みが開始された。

【 課題 】

- ・ 民間企業等によるオープンデータを活用した新たなサービスの開始につなげていくため、企業等が必要とするデータなどの利用者のニー

ズを官民の意見交換などを通じて的確に把握し、積極的に公開していくことが必要である。

- ・ 適時適切な更新、公開を行えるような庁内の仕組みづくりが必要である。
- ・ 県が保有するデータをオープン化するに当たり、含まれる個人情報の確認、提供方法、匿名化作業に関する手続きの実施方法等について整理が必要である。
- ・ 県の取り組みの拡大と併せて、市町村の取り組みの促進が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 国が公開を推奨しているデータ（推奨データセット）の公開に取り組む。
- ・ オープンデータに関する研修を継続的に実施する。
- ・ オープンデータの活用に関するイベントを開催し、市町村職員にデータをオープン化することの意義や重要性について浸透を図り、市町村における取り組みを促進する。
- ・ 県や市町村の保有するデータは、民間企業等が分析・活用することにより、様々な分野の課題解決等につながる可能性があることから、必要に応じてデータを匿名化した上で提供することについて検討を行う。なお、匿名化作業の実施方法等については、デジタル化推進本部に設置するワーキンググループを活用しながら検討を行う。

【 K P I 】

- ・ 推奨データセットの公開件数
- ・ オープンデータの公開件数
- ・ オープンデータの取り組み団体数

3 高画質の映像技術等の活用

4 Kや8 K映像は、超高精細という性質を生かし、スポーツ中継などに活用され、迫力のある映像を視聴者に届けている。

また、限りなく実体験に近い体験が得られるVRは、医療や介護分野における遠隔画像診断や研修への活用、観光分野におけるバーチャル旅行など、多様な活用が期待されている。

これらの活用のためには、大容量のデータ通信が必要であるが、光ファイバや5 Gの普及により、今後急速に活用が進むことが見込まれる。

また、映像技術は、ドローン（無人航空機）と組み合わせた活用も行われており、ドローンは、機能の高度化により、活用範囲を拡大している。全球測位衛星システム（GNSS）・電子コンパス・加速度センサー等を活用することにより、あらかじめ設定した飛行経路等で、管理者の目視下になくとも、自律的に飛行することが可能となっている。そのため、災害時における現場確認・平時における警備・監視などに活用されているほか、将来的には中山間地域での配送サービスなどへの活用も研究されており、様々な分野への利活用が期待されている。

【 現状 】

5Gと8K映像を組み合わせて、高知競馬のマルチアングル映像を提供する、ライブ中継配信システムの実証事業に取り組んでいる。

ドローンについては、土木工事や災害発生時に、人の立ち入りが難しい場所や現場の確認などに活用している。

【 課題 】

- ・ 民間企業や他都道府県の活用事例も参考にし、導入分野の掘り起こしが必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 4KやVR、ドローンをはじめとした、これまで活用が進んでいなかった新たな技術について、試験的な導入や実証実験を行うなど、地域課題の解決に向けた検討を行う。

【 KPI 】

- ・ 5Gの普及状況の動向等を踏まえて設定を予定。

Approach 3 業務効率化を図るシステムの構築

近年、デジタル技術の発展が著しいが、これまで本県の行政事務においてはその恩恵を十分に受けてきたとは言い難い状況にある。しかしながら、最少の経費で最大の効果を挙げる必要がある行政事務においては、デジタル技術を積極的に活用することにより、迅速な事務処理の実現や正確性の向上が期待できることなど、これまで職員が行ってきた事務作業を補強又は代替することが可能となる。

このように、行政事務に活用できるデジタル技術としては、近年では、AIやRPAなどの活用が進められている。

これまで長い時間を費やしていた事務作業等にデジタル技術を活用することで、定型的な業務の生産性を向上し、職員を単純な事務作業から解放することが可能となり、県民生活に直接関わる業務や県勢浮揚に向けた地域の様々な課題解決を図る取り組みの企画立案等に、注力する時間を確保することが可能となる。

そのためには、業務のあり方や進め方の見直しといった業務改革（BPR）による改善に加えて、職員の代わりに定型的な業務を行うことができるAIやRPAなどのデジタル技術の活用に積極的に取り組むことが必要である。

なお、デジタル技術の活用に当たっては、デジタル技術の導入を前提とするのではなく、業務の可視化による現状分析を行い、その課題の解決方法の一つとして、デジタル技術の活用を検討することが重要である。

1 AIの活用

コンピュータの処理速度の加速度的な向上とともに、AI技術も急速に進化し、企業等においては、業務の自動化や可視化・分析などを目的としたAIの活用が進んでいる。

AIは、音声、画像、動画といった様々なデータを高度かつ迅速に処理・分析することが可能であることから、自然言語処理や画像処理の分野等で活用されており、例えば、コールセンターなどの顧客からの問い合わせ対応において、回答候補の提示やチャットボットによる自動応答など、AIを活用した業務効率化の取り組みが進んでいる。

また、手書きの文字を読み取り、電子データに変換するAI-OCRの技術を行政事務に活用している団体もあり、RPAと組み合わせるなど、効果的な活用方法が拡大しつつある。

さらに、人間では解読が困難な規則性のない多様なデータを複合的に分析した上で結果を導くことができるため、医療分野における画像診断や農業・水産業分野における収穫・漁獲量予測などでの活用が期待されており、将来的には、事務作業にとどまらず、A I が活用される場面は加速度的に増大していくものと見込まれる。

なお、A I の活用を行う際には、学習させる適切なデータを大量にインプットするとともに、判断プロセスを定義することなど、A I の精度を高めることが重要である。

【 現状 】

本県においては、会議等の議事録作成・文字起こし業務の負担軽減とスピードアップを図るため、A I の音声認識技術を活用した議事録作成支援システムを平成 31 年 2 月に導入している。

また、令和 2 年度は、データ入力を効率化するため、申請書等の書面を元にデータ入力を行っている業務を対象として、A I - O C R の読み取り精度等について検証を行うとともに、令和 3 年 2 月に A I - F A Q システムの運用を開始している。

【 課題 】

- ・ 職員の利便性向上や業務効率化等のため、A I が活用できる業務の掘り起こしと拡大が必要である。
- ・ A I の回答の精度向上のためには、適切なデータを整備する必要がある。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 職員の業務の効率化と業務量の軽減の両立を図るため、24 時間問い合わせ対応を行う A I - F A Q の対象業務の拡充をはじめ、データ分析に基づく将来予測や事務手続きのチェックなど、様々な事務効率化の取り組みを実施する。
- ・ A I - F A Q については、法令に基づく手続きなど、各都道府県共通の事務に関する Q & A のデータベースを他の都道府県と連携して作成することで、開発期間の短縮やデータの充実による回答精度の向上、職員の業務量の削減が可能になると見込まれることから、他の都道府県と連携したデータベースの作成・共有について検討を行う。【再掲】
- ・ 書類のデジタル化を推進するため、書類の文字をデジタルデータに変

換するA I－O C Rを導入し、業務の効率化を図る。

【 K P I 】

- ・ A I を活用した業務数
- ・ A I の活用による業務削減時間数
- ・ A I－F A Q の業務数
- ・ A I－F A Q への問い合わせ件数
- ・ A I－O C R の業務数
- ・ A I－O C R の利用件数
- ・ データ入力作業の削減時間数

2 R P A の活用

職員の生産性を向上させるため、高度なデジタル技術の活用による業務効率の改善が求められる中、従来よりも少ない労力で生産性を高めるための手段としてR P A (Robotic Process Automation) が活用されており、多くの民間企業や地方自治体において導入が進んでいる。

R P A の導入により、データ入力や転記作業など、パソコン上で大量かつ反復して行われる業務の効率化や自動化が可能となるため、行政事務においても、帳簿入力や伝票作成、電子メールの発信、経費チェック、定期的な情報収集など、職員が携わる定型業務に活用されている。

また、業務の頻度や規模、コストが効果に見合わないなどの観点から情報システムの導入が見送られてきた、手入力による業務プロセスを、作業の品質を向上するとともに、比較的 low コストかつ短期間で導入できるという特徴がある。

なお、R P A の活用に当たっては、パソコン上で行われる業務プロセスを定型化して処理手順を定義した動作プログラム (R P A シナリオ) を作成することが前提条件となる。

【 現状 】

令和元年度に 4 業務について実証事業を実施し、令和 2 年度は、本格的に活用を進めるため、20 業務に拡大している。

委託事業者が作成した R P A シナリオによる事務処理時間の削減率は 32.6～99.9% となるなど、効果を上げている。

また、令和 2 年度は、職員も R P A シナリオの作成を行い、その事務

処理時間の削減率は40～95.7%となっている。

【 課題 】

- ・ 全庁的に活用していくためには、より多くの職員がRPAの概要を理解し、導入可能な業務の掘り起こしを行うことが必要である。
- ・ 共通利用ができるRPAシナリオの横展開を図るためには、全庁的に利用できるよう、環境を充実させる必要がある。
- ・ RPAの導入を拡充し、継続して利用していくためには、職員による簡易なRPAシナリオの作成や、民間事業者により作成されたRPAシナリオの改修に対応できる職員の育成が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 県庁内における業務の掘り起こしや他の都道府県の導入事例を参考に、対象業務の拡大を図る。
- ・ RPAと連携させることにより、より一層の業務効率化が期待できる電子申請システム（令和3年1月から運用開始）と、AI-OCRの導入（令和3年度）にあわせて対象業務の拡大を図る。
- ・ サーバ実行型のRPAツールの導入により、RPAシナリオの共通利用ができる環境を整備し、県庁内の類似する業務のある所属への横展開を図る。
- ・ 職員によるRPAシナリオの作成・改修が可能となるよう、人材育成（職員研修）を継続して行う。
- ・ シナリオ作成・改修等に関する職員からの質問に対応するため、ヘルプデスクやAI-FAQによる問い合わせ対応などのフォローを行う。
- ・ 将来的には、RPAにAI機能を搭載し、業務プロセスの分析や意思決定まで可能な活用方法も見込まれるため、技術動向を注視していく。

【 KPI 】

- ・ 導入業務数
- ・ 職員によるRPAのシナリオ作成数
- ・ 職員の定型的業務の削減時間数

3 システム・データの連携

行政の情報システムにおいては、多種多様なシステムや情報（データ）が点在してきた。そのため、行政情報を活用する流れは分断され、情報資産を有効活用するための障害ともなっている。

今後、県民サービスのより一層の向上を図るためには、各種台帳や窓

口での相談・面談内容など既存のシステムで管理している情報と、電子申請システムを活用した各種手続きの情報を、一連の情報として管理・共有するなど、システム・データの連携・活用を図ることが必要である。

また、行政サービスを受けようとする県民の方の利便性を考えると、県庁ホームページにアクセスした際に、一覧で個々の利用者にとって最適な情報や手続きが選択されて表示されることが望ましい。

【 現状 】

現在、庁内のシステム連携は、各システムの認証基盤として共通基盤システムを利用するなど、限定的なものとなっている。

新たに導入した電子申請システム等は、庁内の各種システムと連携していない。

【 課題 】

- ・ 多くのシステムが独立していることから、県民の方がワンストップで手続きを完結できない。
- ・ 県庁ホームページにおいて、利用者が、関心の高い情報を探し出す必要がある。また、利用者が関心のある特定のページにショートカットする設定を行うことが想定されるが、この場合、直接、当該ページを閲覧することになるため、県からお知らせする必要がある重要な情報に接する機会がなくなることがある。
- ・ システム・データ連携の範囲の整理が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 国は、全自治体において「マイナポータル（ぴったりサービス）」が利用できるようにする方針であり、令和3年度に接続環境を構築するほか、自治体の基幹システムとの接続の標準仕様が示されることから、動向を注視し、本県における活用について検討を行う。
- ・ 電子申請により受け付けたデータを既存のシステムに連携することにより、オンライン（電子申請）とオフライン（窓口）の情報連携を図る。【再掲】その際は、費用対効果を考慮し、RPAによる対応や、既存システムの改修などを検討する。

【 K P I 】

- ・ ポータルサイトのアクセス件数
- ・ 電子申請システムと連携した業務数

Approach 4 多様な働き方を実現する環境の整備

平成 30 年に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の施行や新型コロナウイルス感染症対応として急速に普及したテレワーク等の新たな働き方を定着させることで、今後も多様で柔軟な働き方が自由に選択できるような環境を整備していく必要がある。

実際に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、職員が自宅等でも業務を行うことができるテレワーク環境の必要性を実感させるものとなった。

また、国においては、テレワークの促進やワーク・ライフ・バランスの実現など、新しい働き方・暮らしの改革と少子化対策や女性の活躍の場の拡大を推進する方針である。

本県においても、近い将来に発生するとされている南海トラフ地震や近年多発している風水害など非常時における業務の継続（BCP）、育児・介護等のために働き方に制約がある職員、障害等のために日常生活に制限がある職員の能力発揮等の観点から、時間や場所にとらわれないワークスタイルの実現に積極的に取り組むことが必要である。

なお、多様な働き方の実現に向けては、利便性の確保と同時に、場所にとらわれない働き方の性質上、これまで以上に情報セキュリティ対策の徹底が重要となる。

1 電子決裁を活用した意思決定

行政機関におけるあらゆる意思決定は、国においては公文書管理法、地方自治体においては各団体の公文書管理条例に基づき、文書主義により行われている。その趣旨は、文書の適正な管理、適切な保存及び利用等を通じて意思決定の検証を可能とする点にあり、この重要性は、デジタル技術が進歩した今日にあっても変わるところではない。

もともと、現在では、公文書管理法や公文書管理条例においても電磁的記録を文書に含むものとされており、パソコンによる資料の作成、メールによる情報共有等が日常的に行われている。しかしながら、本県における意思決定は、紙の資料への署名押印主義であり、電子決裁は一部の内部管理業務に限られている。

この点、国においては、平成 20 年頃から共通の電子決裁システムを順次導入し、平成 28 年度には 90%以上の文書が電子決裁化するに至っており、本県においても、テレワークの普及、コスト削減、環境への配慮等の観点から電子決裁の拡大を検討しているところである。

【 現状 】

電子決裁の導入は、職員の旅費事務や勤務管理等、内部管理業務に関わるシステムにとどまっている。

【 課題 】

- ・ 本県では、過去に文書情報システムにおいて電子決裁を導入していたが、決裁事務が煩雑で非効率であったことから、現在は決裁機能を削除して運用しており、今後の導入に当たっては、かかる不都合が生じないよう配慮することが求められる。
- ・ テレワーク・出張時において、決裁（意思決定）ができない。
- ・ 国においては、令和8年を目途に完全電子化を進めているが、文書の保管方法（技術面）や図面等の大量の添付書類の取扱いが確立していない。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 職員用ポータルサイト内の電子決裁機能を活用し、簡易電子決裁システムを導入する。
- ・ テレワークでも決裁ができる「簡易電子決裁システム」を構築することにより、意思決定のオンライン化に取り組む。
- ・ 国における書類の完全電子化の動向を踏まえ、電子決裁システムの導入について検討する。

【 K P I 】

- ・ 電子決裁の件数（率）

2 オフィス改革

インターネットが広く普及し、民間企業等では、従業員の座席を固定しないフリーアドレスの採用や、モバイル端末を活用して外出先でも業務を行うことができる執務環境が一般的となってきた中、今般のコロナ禍により、Web会議の活用やテレワークが急速に普及するなど、行政分野においても、場所にとらわれない働き方への対応が求められている。

地方自治体においても、職員の働き方改革を進める観点から、働き方改革、オフィス改革に取り組むことが必要である。

（１）庁内ネットワークの無線化

各種システムの利用に際しては、有線又は無線によりネットワークに接続することとなるが、企業や一般家庭では、無線LAN等を活用してネットワークに接続することが一般的となっている。

また、民間企業や国の省庁等では、無線ネットワークを利用したモバイル端末等を活用して、場所にとらわれない働き方への対応が進みつつある。

【 現状 】

本県においては、全庁的なネットワーク環境として、有線LANを採用し、無線LANは、原則として禁止している。

社会全体で無線ネットワークの活用が広がる中、令和2年には、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」がとりまとめた、「庁内無線LANのセキュリティ要件について」が国から示されたところである。

【 課題 】

- ・ 本県のネットワーク環境は有線LANのため、執務室内の機器、職員の配席等の自由度が制限され、限られた庁舎内のスペースを有効に活用できないことがある。
- ・ 機構改革に伴う庁舎内の移転や所属内の人員配置の変更等により、年度ごとに、ネットワーク配線や機器の配置換えが生じている。
- ・ 無線化を行う場合、情報セキュリティ対策についても、対策を整理の上、全庁的に周知・徹底する必要がある。
- ・ LANケーブルの老朽化や規格の進化に応じた更新が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 限られた庁舎スペースを有効活用するとともに、後述のフリーアドレス・サテライトオフィスなど、職員の働き方に関する多様なニーズに柔軟に対応できる、場所を問わない執務環境を構築するため、庁内ネットワークの無線化に取り組む。
- ・ 無線化に当たっては、国の示した「庁内無線LANのセキュリティ要件について」に準拠した無線ネットワークに加え、ローカル5Gなど新たな技術の活用も視野に入れ、整備を検討する。
- ・ 一人1台パソコンの無線対応等も必要であることから、次の更新時期

である令和6年度を目処に、ネットワークや周辺機器の環境整備に取り組む。

【 K P I 】

- ・ 無線ネットワークの利用が可能な職員数

(2) フリーアドレス・サテライトオフィス

国においては、国家公務員のワークスタイルの変革の取り組みの一環として、フリーアドレスを取り入れているほか、地方自治体や民間企業等においても、フリーアドレスの試行や採用が行われている。

また、テレワークに関しても、自宅等のほか地方支分部局、所管する独立行政法人の会議室をサテライトオフィスとして利用するなど、多様な働き方の実現に向け、様々な取り組みが実施されている。

【 現状 】

本県においては、庁内のネットワーク環境は有線LANにより構築しているため、フリーアドレスに対応することは困難である。

平成29年度から本庁に庁内ネットワークに接続するパソコンを設置したサテライトオフィスを設置し、出張時や子どもの養育・介護を行う職員が通勤時間を縮減できる場合に活用している。

【 課題 】

- ・ フリーアドレスの本格導入には、無線ネットワークが必要であり、一人1台パソコンの無線化対応、無線ルータをはじめとした関連機器の整備と技術面からのセキュリティ対策が必要である。
- ・ フリーアドレス、サテライトオフィスなど執務室外で円滑に業務を実施するためには、書類のデジタル化（ペーパーレス化を含む）が必要である。
- ・ フリーアドレス、サテライトオフィスとして職員が共用することに適した機の設置など、ネットワーク関係以外の物理的な環境整備も不可欠である。
- ・ 事務の進め方、組織のあり方をはじめ出退勤の管理など、新たなルール化が必要である。
- ・ 所属以外で執務するため、情報セキュリティに関する意識の向上、確

保が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 庁内で共通の課題である、業務の効率化、働き方改革、庁舎の狭隘対策等に対応するための取り組みであり、庁内ネットワークの無線化と併せて取り組む。
- ・ 一人1台パソコンの更新時期である令和6年度の本格運用を目指し、本庁、出先機関において、実証的な導入を拡大していく。
- ・ 出退勤管理ツールの導入や組織内のコミュニケーションツールの充実について検討する。
- ・ 情報セキュリティ研修を実施する。

【 K P I 】

- ・ フリーアドレスの対象所属数
- ・ サテライトオフィスの箇所数（対象職員数）
- ・ サテライトオフィスの稼働（利用）率
- ・ サテライトオフィスの利用職員数

（3）コミュニケーションの充実

民間企業等においては、モバイル端末やグループウェア、Web会議など様々なコミュニケーションツールを活用することにより、場所にとらわれない多様な働き方が広がっている。

また、電話も、業務を行う上で必須のコミュニケーションツールであり、民間事業者においては、外出の多い営業職等を対象として携帯電話を支給し、場所にとらわれないスムーズな連絡体制を実現している。

【 現状 】

本県においては、令和2年度にグループウェア、Web会議システムを導入し、庁内外における情報共有やコミュニケーションに活用している。

【 課題 】

- ・ グループウェアの運用開始に当たり、基本的な利用ルールは示しているものの、メール、掲示板、回覧板など各機能の使い分けができてい

ない面がある。

- ・ グループウェアについて、職員が求める機能、容量等が十分でない場合がある。
- ・ W e b会議の利用は、今後も拡大することが想定されるため、将来的に通信回線の容量の拡大が必要になる可能性がある。
- ・ インターネット系のW e b会議システムについては、情報セキュリティの確保を徹底することが必要である。
- ・ テレワーク中の職員への電話対応について、検討が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ グループウェアの活用状況を把握し、アンケート等を行いつつ、利用ルール of 再整理を行うとともに、職員への周知を図る。また、職員のニーズを把握し、必要な機能の拡張等について事業者に要望する。
- ・ グループウェアに関する問い合わせを一覧化したF A Qの公開や、便利な機能・ツールの紹介等により、より一層の事務の効率化を図る。
- ・ W e b会議システムについて、利用状況等を踏まえて、回線の容量の増強、対応する会議室の追加など必要な環境整備を行う。
- ・ W e b会議における情報セキュリティの徹底を図る。
- ・ テレワーク時における電話対応について、グループウェアのチャット機能やW e b会議システムによる音声通話の活用を図るとともに、将来的には、スマートフォンアプリを活用した携帯電話の活用等についての検討を行う。

【 K P I 】

- ・ グループウェア利用状況（尺度を測る項目について検討）
- ・ W e b会議システム利用状況・利用回数

（4）テレワークの推進

テレワークは、時間や場所を有効に活用できる働き方であり、国においては、総務省が関係省庁とも連携し、「テレワーク・デイズ」をはじめ、テレワークの普及促進に資する取り組みを進めている。

また、令和2年12月に策定した「自治体D X推進計画」において、地方自治体は、テレワークの導入・活用に積極的に取り組むとの方針が示されるとともに、セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定や、

テレワークの導入事例や活用のノウハウを取りまとめ、地方自治体に提供するなどの支援策が併せて示されている。

【 現状 】

本県においては、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、令和2年7月から本格的に導入し、テレワーク推進期間を定め、令和3年2月末までに1,348人がテレワークを実施した。

テレワーク用の端末は、1,300台（ノートパソコン1,100台（予備機を含む）及びモバイルワーク用端末200台）を令和2年度に整備した。

また、インターネット系のWeb会議システムについては、テレワーク時にも利用できる環境を導入している。

令和3年3月からは、情報処理推進機構（IPA）と地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が共同で開発した「自治体テレワークシステム for LGWAN」を活用したテレワークも可能となっている。

【 課題 】

- ・ テレワーク用端末は、自宅等で使用するためのパソコンを各所属に配布し、職員間で共用しており、機器の搬送、受け渡し、これに伴う機器の管理等が煩雑である。
- ・ 自宅にインターネット環境（スマートフォンを持たない職員を含む）を持たない職員への対応が必要である。
- ・ セキュリティクラウドを経由して庁内ネットワークに接続することから、特にWeb会議システムを併用したテレワークの利用拡大に伴い、セキュリティクラウドの回線容量の拡大が必要となる可能性がある。
- ・ グループウェアのチャット機能やWeb会議システムが利用可能であるが、テレワーク中の職員への電話での問い合わせへの対応等について検討が必要である。【再掲】
- ・ データ化されていない文書が多く、テレワークで行うことができる業務が制限される場合がある。
- ・ 効率的にテレワークを実施するためには、職員の担当業務に関する資料のデータ化が必要である。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 次回の一人1台パソコンの更新時は、モバイル端末を活用することとし、職員自身のニーズ、業務の進捗状況など必要に応じて、執務室内

での作業、テレワーク（モバイルワーク、サテライトオフィス等の活用を含む）を選択することができるようにする。

- ・ テレワーク時に活用できるよう、各種資料のデータ化・ペーパーレス化（共有フォルダの増強等を含む）に取り組む。
- ・ 職員の意識改革に向け、テレワーク推進期間を継続していく。
- ・ 電話以外の音声通話によるコミュニケーションの充実を図るため、Web会議システムや通話アプリなどの活用を検討する。
- ・ BYOD、自宅等の個人端末の活用についても検討する。

【 K P I 】

- ・ テレワーク利用職員数（割合）
- ・ モバイル端末の利用時間数

Approach 5 デジタルインフラの整備

デジタル技術の利活用については、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等によるデジタルデバイドが発生することなく、全ての県民がデジタル化の恩恵を広く受けることができる環境の整備が必要である。

そのためには、地域によるデジタルデバイドが発生しないように光ファイバなどのデジタルインフラの整備が必要となるが、県内には、中山間地域を中心に、一部未整備地域が残されており、「新たな日常」の実現のためには、デジタルインフラの整備が急務である。

また、既に整備されている地域についても、地域のデジタル化の進展や、教育ICT環境の充実を目指した「GIGAスクール構想」の実現などにおいて、大容量無線通信のサービスを利用するためには、既存のデジタルインフラを増強するなど、高度化を進める必要がある。

今後、地域の課題解決や、都市部との格差解消、人口減少への対応、そして、本計画に掲げるApproach 1から4までの取り組みを実現するために、光ファイバやこれを活用した5Gなどデジタルインフラの整備に取り組む。

1 光ファイバの整備・維持管理

光ファイバなどのデジタルインフラは、産業振興や地域の課題解決に向けた取り組みに必要不可欠であり、民間主導による整備が原則であるが、採算性の問題から民間事業者による整備が期待できない地域においては、市町村が事業主体となった整備や、民間事業者に対して市町村が支援を行うことにより、未整備地域の解消に取り組んできた。

【現状】

本県の大部分を占める中山間地域などの条件不利地域については、通信事業者による自主的な光ファイバの整備が見込めないことから、市町村による直接の整備や、事業者への支援が必要となる。

さらに、光ファイバの整備や維持・管理には多額の経費が必要となることから、財政基盤の脆弱な市町村は、未整備地域の解消に向けた取り組みが困難な状況にある。

総務省が発表した「令和元年度末ブロードバンド基盤整備率調査」の調査結果によると、本県の光ファイバ整備率（世帯カバー率）は、全国

平均の99.1%に対し、本県は、96.5%にとどまり、15市町村において未整備地域が残されており、令和2年度の国の補正予算を活用し、うち9市町が、整備に取り組んでいる。

また、総務省が発表している「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計結果」によると、インターネットトラヒックは増加傾向にある。これは、スマートフォンなどインターネットに接続する端末・デバイスが、大幅に増加したことや、動画をはじめとした大容量コンテンツの増加等がその原因と考えられる。

さらに、令和2年5月分の調査結果においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため在宅時間が増加したことなどにより、インターネットの利用が大幅に増加し、ネットワーク環境がひっ迫していることから、より大容量のサービスが提供できるよう対応が求められている。

国においては、新型コロナウイルス感染症への対応を進めながら、「新たな日常」に必要な情報通信基盤を整備するため、令和2年度補正予算により、光ファイバ整備を促進している。

【 課題 】

- ・ 令和2年度の国の補正予算を活用しても、整備費用・ランニング経費の負担が困難であることから、整備に取り組むことができない市町村がある。
- ・ 平成20年度に創設された国の「地域情報通信基盤整備推進交付金（ICT交付金）」等を活用して整備した市町村においては、当時普及していた規格（100Mbpsでのサービス提供）でネットワークを構成している。
このため、令和3年現在、広く普及している1Gbpsのインターネット接続サービスを提供することができず、インターネット環境のひっ迫が解消できない状況にある。
- ・ 混雑の解消のためには、局舎設備等を、より大容量の機器に増強する必要があるが、高額であることから、市町村負担が大きい。
（国の補助の対象とならない公設のままの設備の更新（高度化）や高度化を伴わない更新に対する支援制度なし）

【 取り組みの方向性 】

- ・ ユニバーサルサービス制度の対象として、光ファイバの維持管理だけでなく、整備についても追加するよう、引き続き、政策提言を行う。

- ・ 市町村が整備したインターネット環境について、住民・企業のニーズに対応するよう高度化を行おうとする場合の支援制度の創設について、国に政策提言を行う。
なお、国において支援制度が創設されるまでの間、高度化に対する本県独自の支援策の創設について検討する。

【 K P I 】

- ・ 本県における光ファイバ整備率
- ・ 整備率が100%未満の市町村数
- ・ 光ファイバ整備、維持管理に関するユニバーサルサービス制度の創設
- ・ 増速等を実施した市町村数

2 5Gの導入

第5世代移動通信システム（5G）は、超高速（最高伝達速度10Gbps）、超低遅延（1msec）、多数同時接続（100万台/km²の接続機器数）といった特徴を備えている。

平成31年4月に特定基地局の開設計画が認定され、整備が開始されたが、従来の電波よりも到達距離が短く、障害物の影響を受けやすいため、同一のエリアをカバーするためには4G/LTEと比べて多数の基地局整備が必要とされている。

【 現状 】

令和2年度末現在における基地局の整備状況は、首都圏が中心であり、地方では1県当たり数カ所～数十カ所程度しか進んでおらず、また、地方の中でも人口の多い県庁所在地等に基地局が偏在している。

特定のエリア内でのみ利用するローカル5Gについても、免許が交付されており、工場内でのIoT機器の管理や5Gの利活用方法を検討するための実証現場等で活用されている。

【 課題 】

- ・ 令和3年3月時点で、カバーエリアは人口密集地に点在する程度であり、地方においては、5Gのサービスを楽しむ状態とは言いがたい。
- ・ 5G対応端末の普及が進んでいない。

- ・ 5Gの普及・利用拡大のためには、その特性を活かしたキラーアプリケーションや新たなサービスの提供が必要。
- ・ 地域の課題解決等につながる5Gの活用方法やニーズが提示された場合、その地域の基地局整備が優先して進む可能性があるが、5Gの活用方法の掘り起こしは進んでいない。

【 取り組みの方向性 】

- ・ 地方においても、開設計画に遅れることなく、前倒しで基地局整備が加速されるよう、事業者に対して働きかける。
- ・ ユニバーサルサービス制度への位置付けや条件不利地域における基地局整備は補助率を上乗せするなど、取り残される地域が生じないよう、制度の改善や支援制度の拡充などを国に求めていく。
- ・ 将来、事業者による整備が困難な地域の解消を市町村が行おうとする場合は、支援制度について市町村の意向を踏まえて検討する。利活用について、地域の課題(ニーズ)を通信事業者や5Gベンダの持つ技術やインフラ(シーズ)を結ぶ橋渡しを行うことで地域への5G導入につなげていく。

【 K P I 】

- ・ 基地局が設置された市町村数
- ・ エリアカバー率

第5 推進体制

本計画は、あらゆる分野のデジタル化に取り組むことにより、県民サービスの向上と、デジタル技術を活用した課題解決と産業振興を図るとともに、行政事務の抜本的な効率化を目指すものであり、行政の施策全体に関わる取り組みであるため、全庁一丸となって取り組みを推進していくことが必要である。

また、技術進歩のスピードが速いデジタル技術の活用に当たっては、トライアルアンドエラー（試行錯誤）、フォローアップを繰り返しながら進めていくことが鍵となる。

そのため、知事を本部長とする「高知県デジタル化推進本部」において、本計画に基づく取り組みを推進するとともに、進捗管理や課題事項の検討・調整などを行う。

なお、5つの基本政策においては、各計画等においてデジタル化の取り組みを新たな柱として位置付けを明確にするとともに、その内容を本計画にも盛り込み、各本部会議で進捗を管理し、デジタル化の取り組みに関することは、当推進本部においてもフォローアップを実施する。

今後、個別の課題に対しては、必要に応じて関係機関によるワーキンググループを設置して検討を行うなど、推進本部と連携して取り組むものとする。

第6 計画の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法第9条に基づき、都道府県に策定が義務付けられている「都道府県官民データ活用推進計画」として位置付けるものである。

<参考>官民データ活用推進基本法第9条（抜粋）

第9条 都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データの推進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

高知県デジタル化推進計画 取組一覧表

※備考欄には、5つの基本政策・横断的政策の種別を記載しています。

Approach 1 あらゆる行政サービスのデジタル化

No.	事業名又は業務名	主なデジタル化の取組内容	所属名	備考
1	行政手続きのオンライン化	電子申請システムの市町村との共同利用を促進し、県全体のオンライン化を進める。	デジタル政策課	産業振興
2	電子収納環境整備	電子収納に係る環境整備、収納処理に係る関係システムの改修等を実施する。	会計管理課	
3	A I - F A Qの拡充	対象業務の拡大とともに、導入済みの業務についても、回答率向上に向け、内容の充実を図る。	デジタル政策課	産業振興
4	防災情報提供アプリ	「高知県防災アプリ」の普及促進を行う。	危機管理・防災課	南海トラフ
5	ネットワークのセキュリティ対策	高度な情報セキュリティ対策を講じるため、次期情報セキュリティクラウドの導入・移行を行う。	デジタル政策課	
6	デジタル推進計画アドバイザー事業	計画の推進やバージョンアップ等に対し、有識者にアドバイザーを依頼し、助言や意見を受ける。	デジタル政策課	
7	公文書ファイル管理簿等の公表	公文書ファイル管理簿を順次公表する。 特定歴史公文書等の目録公表冊数を順次拡大する。	法務文書課 公文書館	
8	貸し施設インターネット環境整備	オーテピアの貸し施設に専用インターネット回線を整備する。	生涯学習課	教育
9	図書館資料電子化等業務	県立図書館が所蔵する貴重資料のデジタル化を行い、インターネット上で公開する。	生涯学習課	教育
10	SMS送信サービスの充実	本の予約に必要なパスワードの発行・初期化、返却の督促、予約した本の到着連絡などの通知を行う。	生涯学習課	教育
11	マイナンバーカードの普及及び活用	カードの活用方法等の検討とともに、関係団体への取得依頼や、各部署の広報媒体を活用した広報を実施。	全部局	

Approach 2 社会経済活動のデジタル化

No.	事業名又は業務名	主なデジタル化の取組内容	所属名	備考
12	新規就農総合対策事業	ポータルサイトを強化し、就農希望者への訴求力の向上のため、情報発信等の役割を担う団体に補助する。	農業担い手支援課	産業振興
13	農業担い手育成センター研修推進事業	就農者の確保につなげるため、オンライントークセッションを実施する。	農業担い手支援課	産業振興
14	農作物に発生する病害虫、生理障害の診断業務	AIを利用して農作物に発生する病害虫、生理障害を診断し、対応策を提供するシステムを構築する。	環境農業推進課	産業振興
15	スマート農業推進事業	スマート農業技術の実証や実装を支援し、圃場や栽培履歴をデータ化して一元管理する。	環境農業推進課	産業振興 中山間対策
16	I o T 推進事業	関係機関と連携して、県内の農業分野で技術開発が必要な課題抽出を行う。	農業イノベーション推進課	産業振興
17	Next次世代型施設園芸農業推進事業	「IoPクラウド」プロトタイプと併せて現地データ収集体制を構築し、R4年度には本格運用を開始する。	農業イノベーション推進課	産業振興
18	園芸産地総合対策事業	全国に先駆けて整備するデータ共有基盤「IoPクラウド」を活用した新たな営農指導体制を構築する。	農業イノベーション推進課	産業振興
19	県産農産物等のWeb販売サイトの運営支援	高知県直販流通外商拡大協議会のWeb販売サイトで、販売促進活動を実施し、販売拡大につなげる。	農産物マーケティング戦略課	産業振興
20	次世代こうち新畜産システム（IoTの活用）推進事業	IoT機器による発情検知やクラウド活用による雌牛情報の共有化を図る。	畜産振興課	産業振興
21	森林計画事業	県内全体の森林資源解析を行い、オープンデータ化を目指す。	森づくり推進課	産業振興

高知県デジタル化推進計画 取組一覧表

※備考欄には、5つの基本政策・横断的政策の種別を記載しています。

Approach 2 社会経済活動のデジタル化

No.	事業名又は業務名	主なデジタル化の取組内容	所属名	備考
22	スマート林業支援事業費	QGIS用の機器の導入支援、市町村及び林業事業者等がQGIS等を活用するためのサポートを行う。	森づくり推進課	産業振興
23	スマート林業等技術研修	原木生産情報のデジタル化及び需給情報のマッチングに向けた仕組みの構築のため、研修会等を実施する。	木材増産推進課	産業振興
24	高知マリンイノベーションの推進	データベース及び情報発信システムの構築、メジカ漁場予測システムの開発や産地市場のスマート化などを行う。	水産政策課 漁業振興課	産業振興 中山間対策
25	IT・コンテンツビジネス振興事業	デジタル技術を活用して、企業の新たなビジネスやサービスの創出につなげる。	産業デジタル化推進課	産業振興
26	企業立地活動事業	IT系企業の誘致によりデジタル化を促進する。	産業デジタル化推進課	産業振興
27	企業立地促進事業	企業や人材の誘致により、デジタル技術を活用する企業の増加を図る。	産業デジタル化推進課	産業振興
28	首都圏等人材確保事業	副業・兼業を希望する人材を受け入れる仕組みを構築し、県内企業のデジタル化を促進する。	産業デジタル化推進課	産業振興
29	IoT推進事業	IoTなどを活用して、県内のあらゆる分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出を推進する。	産業デジタル化推進課	産業振興
30	デジタルカレッジ開催事業	県内ITベンダがAI開発に取り組むための知識・技術の習得、非IT企業のリテラシー向上などに取り組む。	産業デジタル化推進課	産業振興
31	オープンイノベーションプラットフォーム事業	デジタル技術を活用して、県内のあらゆる分野の課題解決を図るとともに、新たな産業創出を推進する。	産業デジタル化推進課	産業振興
32	中小企業デジタル化促進事業	県内中小企業等を対象に、デジタル技術導入支援等を実施する取り組みに対し支援を行う。	産業デジタル化推進課	産業振興
33	販路開拓・人材確保事業	オンライン商談やネット販売などに必要となる動画作成やホームページの作成などに対する補助を行う。	工業振興課	産業振興
34	装置の見える化モジュールの開発	携帯電話網を使い、既存装置に付加する形の「見える化モジュール」を開発する。	工業振興課	産業振興
35	高精度測位技術を活用した防災製品等の開発	高精度測位技術を活用した防災製品や屋外自動運転台車を開発する。	工業振興課	産業振興
36	生産現場におけるデジタルデータの利活用に関する研究	製造に関する多くのデータを連携させ、効果的な可視化、解析を検討する。	工業振興課	産業振興
37	企業誘致活動基盤強化推進事業	誘致活動で活用する本県の立地環境等の魅力を訴求するPR動画等を制作する。	企業誘致課	産業振興
38	誘致企業発掘チャンネル拡大推進事業	検索運動型のインターネット広告により、当課HPへの誘導や随時効果測定を行う。	企業誘致課	産業振興
39	観光MaaS推進事業	標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)形式のバス情報の整備・オープンデータ化の実施に取り組む。	交通運輸政策課	産業振興 中山間対策
40	高知プレミアム交通Passによる二次交通網の活用	高知県内の公共交通機関(JR、バス、電車等)をスマートフォン等で乗車できるWebチケットの機能拡充を図る。	おもてなし課	産業振興 中山間対策
41	土佐まるごとビジネスアカデミー(オンライン講座)	民間のオンライン講座を導入し「新しい生活様式」や「社会・経済構造の変化」に対応した学びの場を提供する。	産学官民連携センター	産業振興 中山間対策
42	土佐まるごとビジネスアカデミー(セミナーの開催)	新事業の創出や県内企業の課題解決と成長に資するデジタル技術の活用について学ぶ講座を開催する。	産学官民連携センター	産業振興 中山間対策
43	土佐まるごとビジネスアカデミー(受講管理システム構築)	受講生の利便性の向上と行政事務の軽減を図るため、受講管理システムを構築する。	産学官民連携センター	産業振興 中山間対策
44	健康パスポートアプリ	現在のアプリをデジタル版パスポートに機能充実し、新しい生活様式に対応した健康づくりの促進を図る。	健康長寿政策課	健康長寿県

高知県デジタル化推進計画 取組一覧表

※備考欄には、5つの基本政策・横断的政策の種別を記載しています。

Approach 2 社会経済活動のデジタル化

No.	事業名又は業務名	主なデジタル化の取組内容	所属名	備考
45	循環器病対策事業	レセプト情報等から把握した治療中断者にAIが予測した治療復帰確率等を活用し、受診勧奨する。	健康長寿政策課	健康長寿県
46	医療介護連携情報システム導入促進事業（高知家@ライン）	安芸圏域におけるモデル事業の成果を他圏域に広め、県内全域への高知家@ラインの普及を図る。	在宅療養推進課	健康長寿県
47	地域医療情報ネットワークシステム構築事業（あんしんネット）	医療・介護情報を共有できるシステムを整備するため、医療機関等の加入費用に対して支援を行う。	在宅療養推進課	健康長寿県
48	地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業（はたまるネット）	医療・介護情報を共有できるシステムを整備するため、医療機関等の加入費用に対して支援を行う。	在宅療養推進課	健康長寿県
49	在宅医療連携事業委託料	中山間地域のあつたかふれあいセンターにおいて、オンラインによる非対面での在宅服薬支援体制を整備する。	薬務衛生課	健康長寿県 中山間対策
50	介護福祉機器等導入支援事業	福祉・介護事業所に対するICT機器等の導入経費を補助する。	地域福祉政策課	健康長寿県
51	遠隔手話通訳	タブレット端末を購入し、聴覚障害者が医療機関を受診する際に遠隔手話通訳を行う体制を整備する。	障害福祉課	健康長寿県 南海トラフ
52	デジタル化推進支援事業	就労継続支援事業所の生産活動等のデジタル化に関する研修を開催する。	障害保健支援課	健康長寿県
53	市町村立学校校務支援システム運用保守委託業務	教員が授業以外で行う事務的業務（手書き書類等）の電子化及びシステム化等を行う。	教育政策課	教育
54	遠隔教育推進事業	遠隔教育システムを活用した遠隔授業の配信を行う。	教育政策課	教育
55	学習支援プラットフォーム構築等委託業務	デジタル教材の活用と学習履歴の分析による個々の理解状況に応じた個別指導のため、システムを運用する。	教育政策課	教育
56	プログラミング教育の推進体制の強化	情報教育担当会の開催、地域の情報教育の中核的な役割を担う教員の育成、教材の貸出を行う。	教育政策課 小中学校課	教育
57	県立学校ネットワーク改修委託業務	教育のICT化のため、一人1台端末を活用した学習を実現する。	教育政策課	教育
58	高知版CORE遠隔教育ネットワーク構築事業	幡多地域の全ての高等学校に遠隔教育システムを整備し、各校の希望に応じた講座を相互に配信する。	教育政策課	教育
59	ICT活用指導力向上研修等開発事業	教員のICT活用指導力の向上のための体系的な研修を実施する。	教育政策課	教育
60	県立学校ネットワーク再構築事業委託業務	県立学校のインターネット回線を、教育ネットワークを介さず、直接インターネットに接続する方式に改修する。	教育政策課	教育
61	自動採点システム設置・管理委託業務	採点、集計、アンケート処理に要する時間を削減し、生徒指導や授業改善に注力する時間を確保する。	教職員・福利課	教育
62	学力向上検証サイクル確立事業（デジタル教科書）	学力調査及び単元テスト等から見られた課題改善に向けた指導・助言を行うためのツールとして活用する。	小中学校課	教育
63	ICT教育の充実にに向けた取組推進事業（タブレット端末整備）	県立高等学校等に一人1台タブレット端末を整備する。	高等学校課 特別支援学校課	教育
64	ICT教育の充実にに向けた取組推進事業（私立学校情報機器等整備）	私立学校の情報機器整備・電源キャビネット関連工事・校内LAN工事について支援を行う。	私学・大学支援課	教育
65	ICTを活用した教育の実践力向上事業	ICTを日常的に活用した新たな学びへの転換を図るため、特別支援学校のICT環境を整備する。	特別支援教育課	教育
66	災害医療のWEB化	災害医療に携わる人材育成を行うため、災害医療の基礎的な研修のWEB化を図る。	健康長寿政策課	南海トラフ
67	漁港施設の適正管理と管理の高度化	漁港情報クラウドシステムを導入し、漁港施設情報の集約・電子化及び一元管理と共有化を行う。	漁港漁場課	南海トラフ インフラ

高知県デジタル化推進計画 取組一覧表

※備考欄には、5つの基本政策・横断的政策の種別を記載しています。

Approach 2 社会経済活動のデジタル化

No.	事業名又は業務名	主なデジタル化の取組内容	所属名	備考
68	建設業デジタル化促進モデル事業	ICT活用工事の施工に必要な測量機器等の導入費用を支援し、建設業者のデジタル化を推進する。	土木政策課	インフラ
69	ダム操作支援システム	AIを活用したダムの流入量予測システムを導入する。	河川課	インフラ
70	河川カルテ作成委託業務	ドローンの飛行ルート、撮影高度を事務所所有のドローンに記憶させ、河道点検を効率化・高度化する。	河川課	インフラ
71	建築工事におけるICT活用	定例会等のWEB化、電子情報を活用した協議のスピードアップに取り組む。	建築課	インフラ
72	「高知で恋しよ!!応援サイト」改修業務	マッチングシステムの会員情報や、引き合わせの申込が、自宅のパソコンやスマートフォンから閲覧可能となる。	少子対策課	少子化
73	集落活動センター連携・交流事業	集落活動センターのリモートでの協議、交流等を進めるため、リモート機器の導入を補助する。	中山間地域対策課	中山間対策
74	文化芸術振興ビジョン推進事業	文化芸術を産業振興や地域振興等に活かせる人材や、継承する人材の育成をオンラインを活用して行う。	文化振興課	文化スポーツ
75	イベント開催業務デジタル化	コンテストのオンライン投票や、オンライン審査を実施するとともに、WEB上で閲覧者参加型企画を開催する。	まんが王国土佐推進課	文化スポーツ
76	オンライン広報の拡充	SNS（Twitterやピクシブ等）広告投稿の実施及び海外向け広報を拡充する。	まんが王国土佐推進課	文化スポーツ

Approach 3 業務効率化を図るシステムの活用

No.	事業名又は業務名	主なデジタル化の取組内容	所属名	備考
77	AI-OCRシステム	手書きの申請書類等のデータ入力作業を自動化するAI-OCRシステムを導入する。	デジタル政策課	
78	RPAの拡充	RPAのシナリオ作成、職員のシナリオ作成支援及び研修等を行う。	デジタル政策課	
79	健康づくり支援システム管理運営	各種統計情報を市町村比較して、地域課題の抽出や施策の評価などに役立てる。	健康長寿政策課	
80	市町村立学校諸手当・年末調整システム整備委託業務	事務処理システムの導入により、手続きを電子化する。	教職員・福利課	

Approach 4 多様な働き方を実現する環境の整備

No.	事業名又は業務名	主なデジタル化の取組内容	所属名	備考
81	簡易電子決裁システム構築事業	テレワーク時も意思決定が可能な「簡易電子決裁システム」を構築する。	法務文書課	
82	庁内デジタル化基盤整備計画の策定	共通基盤など、働き方改革やオフィス改革に向け、庁内システムを最適化するための整備計画を策定する。	デジタル政策課	
83	無線LAN試行環境構築	県庁ネットワークの無線化の試行環境を構築する。	デジタル政策課	

Approach 5 デジタルインフラの整備

No.	事業名又は業務名	主なデジタル化の取組内容	所属名	備考
84	情報通信基盤整備事業	地域間のデジタルデバインドが発生しないよう、デジタルインフラの整備を行う。	デジタル政策課	産業振興 中山間対策

用語解説

項目	説明
1 DX (デジタルトランスフォーメーション)	「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のこと。
2 AI-FAQ	パソコンやスマートフォンから質問を入力するとAI (人工知能) が自動で回答するシステムのこと。
3 AI-OCR	AIにより手書き書類等の文字情報を認識し、データに変換する技術のこと。
4 RPA	職員が行うキーボードやマウス等の端末操作を自動化する技術のこと。
5 IoP	Internet of Plantsの略。IoPクラウドを構築し、データベースにAIを組み合わせて生産管理の最適化や出荷時期の予測などを行う取り組みを実施している。
6 IoT	Internet of Thingsの略。モノのインターネットと呼ばれ、あらゆるモノがインターネットと接続・連携する仕組みのこと。
7 (仮称) Gov-Cloud	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
8 LGWAN	Local Government Wide Area Networkの略。地方公共団体間や国の各府省等を接続する行政専用のネットワークのこと。
9 LGWAN-ASP	LGWANを介して、利用者である地方公共団体の職員に各種行政事務サービスを提供すること。
10 BYOD	Bring Your Own Deviceの略。従業員が自身で保有する端末を業務に使用すること。
11 5G	「超高速」「多数接続」「超低遅延」3つの異なる要求条件に対応することが可能な第5世代移動通信システムのこと。
12 アプリケーション	コンピュータの基本ソフト上で動作する、ワープロソフトや表計算ソフトなど作業の目的に応じて使用するソフトウェアのこと。
13 オンプレミス	サーバやソフトウェアなどの情報システムを、使用者が管理している施設内に機器を設置して運用すること。
14 クラウドサービス	インターネット等を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を利用者に提供する「サービス」のこと。
15 クラウド・バイ・デフォルト	情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を第一候補とすること。
16 グループウェア	電子メール・掲示板・スケジューラ等を1つのシステムに集約したソフトウェアのこと。
17 公的個人認証 (サービス)	オンラインで行政手続などを行う際に、「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段のこと。
18 サテライトオフィス	県の本庁舎や出先機関に設置するワークスペースのこと。

用語解説

項目	説明
19 （自治体）セキュリティクラウド	地方自治体がWebサーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施する仕組みこと。
20 セキュリティポリシー	情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。
21 デジタルインフラ	デジタル技術等を活用するための、光ファイバ等の情報通信基盤のこと。
22 デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
23 デジタルリテラシー	デジタル情報や通信について、さらにはそれらを活用するパソコン等の機器やアプリに関する知識を持ち、利用する能力のこと。
24 テレワーク	ICTを活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
25 電子決裁	紙文書ではなくシステムを利用して意思決定を行うこと。
26 パブリッククラウド	利用機会が公開され、インターネット経由で利用されるクラウドのこと。利用規約を承諾し登録すれば、誰でも利用が可能。
27 プライベートクラウド	特定の企業や組織が独自に利用するクラウドのこと。利用者は、特定の同一組織に属する部門や個人となる。
28 フリーアドレス	個人の座席を固定せず、自由に働く席を選択できるオフィススタイルのこと。